

平成14年厚岸町議会第4回定例会会議録		
招 集 期 日	平成14年12月11日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成14年12月12日 午前10時00分
	延 会	平成14年12月12日 午後 4時47分

1 出 席 議 員 並 び に 欠 席 議 員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	稲 井 正 義	○	11	谷 口 弘	○
2	塚 田 丈 太 郎	○	12	高 畠 一 美	○
3	田 宮 勤 司	○	13	鹿 野 昇	○
4	佐 藤 淳 一	○	14	安 達 由 圃	○
5	岩 谷 仁 悦 郎	○	15	菊 池 賛	○
6	真 里 谷 誠 治	○	16	音 喜 多 政 東	○
7	池 田 實	○	17		
8	小 澤 準	○	18	中 屋 敦	○
9	木 村 正 弘	○	19	佐 齋 周 二	○
10	室 崎 正 之	○	20	松 岡 安 次	○
以上の結果 出席議員 19名 欠席議員 0名					

1 議 場 に 出 席 し た 事 務 局 職 員

事 務 局 長	議 事 係 長	
大 平 裕 一	高 橋 政 一	

1 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭靖	教委生涯 学習課長	松浦正之
助役	大沼隆		
収入役	黒田庄司	監査事務局長	阿野幸男
総務課長	田辺正保	農委事務局長	農政課長兼務
行財政課長	斉藤健一	教委体育 振興課長	澤向邦夫
まちづくり 推進課長	福田美樹夫		
税務課長	大野榮司	水道課長	山崎国雄
町民課長	久保一将	病院事務長	大野繁嗣
保健福祉課長	古川福一	特別養護老人 ホーム施設長	藤田稔
環境政策課長	松澤武夫	デイサービス センター施設長	玉田勝幸
農政課長	西野清		
水産課長	小倉利一	教委管理 課長補佐	米内山法敏
商工観光課長	高根行晴		
建設課長	北村誠	保健福祉 課長補佐	大崎広也
監査委員	今村實		
教育長	富澤泰		
教委管理課長	柿崎修一		

1 会議録署名議員

7番	池田實		
8番	小澤準		

1 会期

12月11日から12月13日までの3日間(休会なし)

1 議事日程及び付議事件

別紙のとおり

1 議事の顛末
別紙のとおり

議 長 | 厚岸町議会第4回定例会を続会いたします。
開会時刻10時00分

議 長 | 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

議 長 | 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番池田議員、8番小澤議員を指名いたします。

議 長 | 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。
これより16番、音喜多議員の一般質問を行います。
16番、音喜多議員。

16 番 | 本年度の第4回定例会に当たり、さきに通告してあります2点についてお伺いしてまいりたいというふうに思います。

まず1点目に、失業と雇用問題についてであります。

この問題に関しては過去何回かお伺いしているところでございますが、町が悪いというわけではございません。しかし、この問題は国の政策であると同時に、自治体もその一翼を担っているというふうに思います。このことによって、本当に末端の市町村、自治体にも悪い影響を与え、深刻な状況であるというふうに思うのであります。当事者にしてみれば、本当に字のごとくというか、現実のごとく死活問題であるというふうに私は思うのであります。

厚岸町はこの10月より組織機構改革を行い、その見直しによって、その名も商工雇用推進係と重要な位置づけをされたというふうに思うのであります。そういうふうに、意気込みといいますか、その認識に対してどれほど深刻さあるいは重要さの位置づけにあるのかということをお伺いしたいというふうに思います。名だけのものか、あるいはただ単なるそういうふうに言葉を変えただけなのか、具体的にどのような仕事をしていくのか、まず初めにお伺いしたいというふうに思います。

組織改革を終えて2カ月を過ぎたところでございます。刻々と時間は過ぎて、来春、中学や高校が卒業生を送り出す時期に来ております。年度がわりで決まってい

るわけですが、待ったなしという言葉が合うかどうかはわかりませんが、この2カ月間、その後の取り組みとして、現在我が町における失業状況と来春の新卒就職状況はどのように把握しとらえて対応しようとしているのか、その点についてお伺いしたいというふうに思います。

私は、この問題は将来ともに続き、抱え、対応していかなければならない問題だというふうに思います。特にこれからの時代、当分の間と申しますか、求人難ではなく就職難、仕事を求める人が多く、それに対して必要とされる人間が求められる時代が来るといふふうに思います。そのことは今始まったことではございませんが、従前のようにどこかに落ち着く、あるいは都会に行けば何とかなるという、そういう状況ではないだろうというふうに思います。

我が町としては、この人口流出は大きな財産を失う結果になるのではないのかというふうに思います。私は、このようなときこそ、地元での働く場を、あるいは雇用の場、雇用主と働き手、労働者との仲立ち、もちろん新卒からリターン、離職者を含め、職安や行政の力をかりて専門で専念される、いわゆる町内の事業者、各団体、企業家、ひいては企業誘致も含めて、これからの雇用促進専門の担当者を、そのような仕事をされる方を配置する気持ちはないのか、その点をお伺いしてまいりたいというふうに思います。

次に、2点目に入札制度についてお伺いします。

さきの定例会において15番議員さんから過日の報道に触れ、ただしておりますが、私からすると、その事実関係は別として、報道の言葉をかりるならば、談合疑惑問題は当町にとって大きな損失になるのではないかというふうに思うのであります。その疑問、指摘に何らかの対策あるいは改善策等とはられたのかお伺いしたいというふうに思います。

このような問題は、今日まで全国あらゆる行政組織機構の中で指摘がございます。また、そのような報道も多く見受けられるわけでございます。私は、いわれなき行政推進あるいは町民の利益を守る立場からも、この際新しい入札制度、と申しましても、現在の地方自治法である程度規制はあるものの、新たに検討し、改善すべきものというふうに思いますが、その考えをお伺いして、第1回目の質問とさせていただきます。

議 長 町長。

町 長

おはようございます。

16番、音喜多議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の失業と雇用問題についてのご質問にお答えをいたします。

最初に、商工雇用推進係となり、従前の係と比較してその違い、具体的にどのような仕事をしていくのかとのお尋ねでございますが、従前の商工労働係における雇用関係の事務分掌につきましては、労働事情並びに労働相談、失業対策事業に関すること等でありましたが、本年10月1日付厚岸町行政組織機構見直しに伴いまして、地域雇用状況の改善や地元新規高卒者の流出を抑制するための諸方策を調査研究する機能を強化することとしまして、係名を商工雇用推進係として改めたものであります。

このことに伴い、新たに加わった事務分掌の主なものは、地域雇用情勢の分析と課題に関することとしまして、雇用、労働環境の改善及び施策を実施するための基礎となる労働基本調査の実施があります。

また、雇用推進に関することとしましては、新規高卒者及び求職者についての就業があり、さらには既存雇用の拡大を見出しまして、新たな働く場の確保の雇用施策の推進を図る係としたものであります。

次に、その組織の改編後の具体的な取り組み、進行状況についてお答えいたします。

道内の来春の高卒の就職内定率が最悪12.8%、特に根室管内は4.1%となることが10月21日に新聞報道されましたので、早速町内の2つの高校にも就職内定状況を聞き取りしましたところ、10月22日現在、潮見高校22.2%、水産高校30.8%と、相当低い状況でありました。

このことから、町が中心になり、12月4日に新規高等学校卒業生雇用対策懇談会を開催しまして、新規高卒者の就業先の確保に向けた協議を行いました。この懇談会には町内の商工会、漁協、農協、金融機関、建設業協会及び高校の参加をいただきましたが、出席者に対し、極めて深刻な状況となっている新規高卒者の就業について協力と支援をお願いいたしましたところであります。

また、雇用対策をさらに推進するため、懇談会に出席された各団体等の賛同を得まして、厚岸町雇用対策連絡会議の設置を決めたところであります。今後は、この会議の定期的な開催によりまして、雇用失業情勢の把握などを行い、新規高卒者

以外の雇用対策も含めた各種雇用対策の円滑な対応を図ってまいります。

このほか、今年6月の第2回定例会において佐藤議員から提言いただきました労働基本調査の実施について検討を加えております。この調査は、雇用労働環境の改善及び施策を実施するための基礎とするためのものでありますが、釧路市の労働基本調査報告書を参考に、これの厚岸版としての実態調査を実施し、各種データの収集分析を行い、今後の雇用施策に役立てたいとするものであります。

次に、今日の失業状況と新卒者の就職の見通しについてのお尋ねであります。今日の景気の低迷に加え、公共事業の減少で、一段と経営環境の悪化が予想される厳しい状況が依然として続いております。このため、雇用の面でも10月末の釧路管内の有効求人倍率は0.43倍と、前年の同月対比で0.04ポイント下降しております。

また、全国の完全失業率が5.5%であるのに対し、全道の完全失業率は5.9%と高くなっております。なお、本町の完全失業率につきましては、唯一管内の失業関係の情報を持つ釧路公共職業安定所からも自治体ごとの情報を入手できないことから、お示しをすることができないことをご理解いただきたいと思います。

また、新卒者の就職の見通しにつきましては、さきにも申し上げましたが、地元の高校2校の就職内定状況は、厳しい雇用情勢を受けまして、11月末現在、潮見高校につきましては、就職希望者53人に対し就職内定者は23人の内定率43.4%であり、就職未決定者は30人となっている状況であります。一方、水産高校につきましては、就職希望者13人に対し就職内定者は11人の内定率84.6%であり、就職未決定者は2人となっております。

このような状況であります。若年労働者は町の活性化と企業の発展に欠かせない存在であることから、ハローワークとも連携を密にしまして、1人でも多くの雇用の確保に当たっていきたくと考えております。

最後に、地元での求人開拓のため、雇用促進専門担当職員、嘱託なるものを一定期間配置できないのかのお尋ねでございますが、音喜多議員の言われるように、専門の担当職員を配置することにより雇用促進が図れる可能性がありますが、ご承知のとおり、町財政状況は厳しいことから、町職員としての配置は難しい状況にありますが、今後各種補助制度の活用を含めて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、2点目の入札制度についてお答えをいたします。

まず、入札制度の談合疑惑後の改善策等についてであります。さきの第3回定例会において15番議員にお答えいたしました。厚岸町としては、平成13年4月1日から施行された公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律に基づき、毎年度の発注見通しの公表、施行体制の適正化等、実施できるものから改善を進めておりましたが、さらに公共工事の透明性と競争性を図るため、本年8月1日付で厚岸町財務規則の一部を改正し、入札、契約にかかわる情報の公表としての予定価格の事前公表及びその際の指名業者の未公表を施行し、また、入札談合未然防止に向けた取り組みとして、入札談合等に関する法令の違反にかかわる指名停止処分の運用強化を図ったところであります。

次に、新たな入札制度を導入すべきと思うが、についてであります。厚岸町は地方自治法施行令第167条の5及び第167条の11の規定により、厚岸町が発注する工事または製造の請負、その他の契約にかかわる一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の時期、方法等について公示し、建設関係市町村統一様式により、競争入札参加資格審査申請書を受け付けております。

さらに、工事発注に伴う指名業者の選考に当たっては、北海道から昭和55年2月1日局送第36号において通達された指名基準に基づき、行っております。まず、共通の基準では、指名に当たっての契約の適正な履行の確保ができる範囲内において地元業者の育成に努める。経営内容では、指名時期において著しい経営状況の悪化並びに資産及び信用度の低下がなく、契約の履行が確実と認められる者。法的規制では、契約の履行について、法令の規定に基づく許認可、免許、登録等を必要とするものにあたっては、それを保有する者。地理的適正では、履行期限、履行場所、アフターサービス等の内容を勘案し、一定地域内の者のみを対象として競争に付することが有利と認められるものにあつては、当該一定地域内で営業している者。経営規模的適正では、指名しようとする時点において、未履行契約高と当該指名競争入札にかかわる予定契約高等を総合して経営規模に余裕があると認められる者とされており、これらに基づき北海道の建設工事格付等を参考にし、指名業者の選考をしております。

以上の内容から、質問者が言われました例えばの事例の中では、地元雇用作業員数の確保では、工事検定時の地元貢献度で配慮されておりますが、他については審査項目がなく、またこれら項目をふやすことは、地元建設業者の育成との関係から

も難しい問題であります。

今後においても、国が進めている公共工事の入札契約適正化徹底のための方策検討委員会報告や指導とあわせ、入札制度の改善に向け努力、検討してまいりたいと思います。

また、電子入札システム等は現に国が施行を行っており、2003年度までに国が発注するすべての案件について電子入札が実施される予定になっておりますが、厚岸町といたしましては、発注者、請負業者とも設備投資と操作技術の習得が必要であり、北海道や他の自治体の動向を見ながら、システムの導入に向けた検討をしてみたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

議 長
16 番

16番、音喜多議員。

まず、1点目の雇用問題についてお伺いしてまいりたいというふうに思います。

今お聞きする限りで、また時間も少ない時間の中でございますが、以前とちょっと変わっているかなと、表現上だけでは。ただやっていることが相変わらず調査研究で終わってしまうのかなと。それを前面に出されたんでは、ちょっと外には見えないというか、やはりその調査研究、そういったことの模索だけではなくて、待ったなしの状態ですから一步外へ出てというか、見える体制の仕事をしていただきたいなというふうに思うのであります。

従前もやっているわけですが、早速今回地元の新卒者に対しての連絡協議会議を開いて、これから続く策をとろうという施策というか、そういうことも出ているようですので、以前から見ればまことに少しは一步前へ出たかなという気がします、それをもっと前進させる意味で続けていただきたいというふうに思います。

もう一つは、商工雇用推進係というか、商工観光だけではなくて、町づくりの中に町内の雇用問題についてという対策を盛られているわけですね。いわゆる外向けだけではなくて、庁舎内でいわゆる商工観光だけではなくて、町づくりと一体となって雇用問題も考えていきたいと思いますという文面がというか、今回の組織改革の中に出ているわけですね。そういった点もこれは大事な視点であるというふうに私も思いますので、そういうところとの連携、対策もしっかりやっていただきたい。元締めは厚岸町ということになるわけでございます。そのことは、商工であろうと、今

これからやろうとしている町づくり推進であろうと、そこは厚岸町というふうに見られるわけですから、私はその点、商工観光だけだという認識というか意識、そういうものを捨てて、やはり水産なら水産でも、農業なら農業でも、私はそういう関係をしていくと思います。

また後ほどで、地元の求人開拓のためには、商工のみならず厚岸町の町としては農業もあり、水産もあるわけですから、その分野に働き手を求める、雇用の場を求める、そういう策、これが町一体となってやっていくべきというふうには思うので、そういう意味では、窓口としては商工観光が適任なのかもしれませんが、人の課だと、自分の課は関係ないという認識は捨てて雇用とつながる、あるいは町のためになる、そういうことをしっかりと考えていただきたいなというふうに思います。

今日の経過というか、取り組みと就職、雇用の問題、非常に厳しい状態にあるということは、私も承知してございます。私が本当に求めたいというか、言いたいところは、一定期間の嘱託、専門に外へ出て歩いて、働き手あるいはそういう仕事、こういう仕事をしたら、あるいはこういう事業をしたら雇用の場ができるのではないかと、これは釧路でやっていますよね、商工会議所を中心にして。厚岸町も、そのミニ版とまではいきませんが、地域的には非常に難しい、釧路のように20万都市、ああいう上場企業があるところとはちょっと難しいですが、しかし、この町の産業を少しでもかさ上げ、あるいはそういう労働力流出を防止するためには、やはり今あるところから手をつけていくとなると、商工観光のみならず、先ほども申し上げた、漁業だって、農業だってこうして大規模に広げてきているわけですね。ヘルパーさんがかなりあちこちで個別にも、農協さんのみならず個人的に雇用を求めているというか、そういう働き手をつくっているわけです。

そういう意味からすれば、もっともっと潜在的な雇用の場、これは働く人の気構えもあると思うんですが、ホワイトカラーだけではなくてそういう力仕事あるいは汚い仕事であっても、それが本当の雇用の場だというふうには思うので、そういうところをきちっと見きわめて、そういうところを開拓して歩く。あるいはそういった人を一定期間、嘱託でいいのかわかりませんが、そういう方を採用できないのかなというふうには思うのであります。

これが専門に課長がやると。外へ出て歩く、あるいは対外的なことで一生懸命課長がやるというのであれば話は別ですが、今日の組織機構の中ではちょっと無理な

のかな。そうすると、むしろOBと申しますか、商工会でも漁協でも、そういう事業のOBあたり、あるいはそういう対外的な渡り歩けるような適任者がいれば、理想としてですが、そういう方がいれば、一定期間嘱託制度みたいになるもので専門に歩かれないのかと、登用できないのか。そうすることによって我が町の雇用情勢とか、労働情勢が浮かび上がってくるのではないのかなというふうに考えますので、その辺のところ、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

それから、2点目の入札制度でございます。

いろいろと自治法の制約上できないところもございますが、最近では各自治体において町と業者の間で行われる入札制度や町の委託業務というか、民間に対するその制度に対して抜本的な見直しが今議論されているわけです。その手腕として十分町の方は承知のことかと思っておりますが、そのことによって首長の配慮というか、考え方で大きく左右されるわけでございます。全道至るところでそういった首長の制約の中で取り入れるというか、視点が違ってやられる首長さんが結構いるわけですが、首長のやり方、施策というか、そのことによって入札制度に新しい風を吹き込んでいくというふうに私は思うのであります。

今、るる町長に説明させていただきましたが、例えばという意味で書かれたものがございます。最近では事業者というか、会社の責務というか、企業論理がかなり重要視されてきているわけですね。企業における不祥事あるいは詐欺まがい、それを企業ぐるみで隠ぺいしているとか、そういったことがあるわけですが、最後は役人が責任をとればそれで済むのか。

しかし、そうはいかない時代にも来ています。牛肉の不買運動やら、いろいろな問題もありますけれども、そういう会社が解散しなければならないというそういう問題までに発展しているわけです。あるいは、細かい話で言えば、最近の雇用調整助成金ですか、そういったものを同じ屋根の下で2つの会社が登記されれば、それは2業種体として助成金を国から取るだとか、あるいは中高年労働移動支援特別助成金も同じような形でやるとか、大きなところから小さなところまでそういった不正が相次いでいるわけですが、それらに対する企業の論理、そういったものをきちんと公の自治体が求めるとか、あるいは先ほどの地元雇用確保の意味からすれば、いわゆるそういった責務というか、出させることができないかとか、あるいは最近ではISOの取得、環境問題に対するそういう世間の目の厳しさというか。同じもの

を買うにしても、それが将来につなげることができるかとか、あるいはそのことが効果なくしたときには環境への配慮がどうであるかとか、そういった問題。あるいは、最近男女共同参画の問題、基本的なことでの男女雇用の平等、そういった問題点をやはり考える必要があるのではないかと。

最近電子入札制度というのは、これは国がもう既に始めていまして、将来的にはこの形が続いてくるのではないかなというふうに思いますが、そういった形をもっと勉強していく必要があるのではないのかというふうに私は思います。

談合というか、入札制度に関して、今年の2月に自治法施行令が変わりまして、ある程度やることができるというふうになってきていますね。そういった意味では、今回私が今申し上げた、そういう我が町として取り入れるべきとか、取り入れられるところもあるというふうに私は思うのであります。そういったところを逐次検討してぜひそういう施策をとれないかということをお伺いして、第2回目の質問を終わります。

議 長
商工観光
課 長

商工観光課長。

ただいまの町づくりを考えて雇用施策を進めてという、そういうお尋ねでございますが、現在の取り組みとしましては、ハローワークとの一層の連携を密にしまして、求人情報につきましては役場、湖南出張所、あと商工会の3カ所で情報を提供したり、また、今年の3月から雇用、失業相談の窓口を設置したり、一応雇用の情報を提供しているわけでございます。また、町長の答弁の中でも申し上げましたように、12月4日に厚岸町雇用対策連絡会議を設けまして、各関係機関との雇用情勢とかの情報交換とかを行っております。そして、就業先の確保を行っているところでございます。

確かに、町づくりの視点に立ってと質問者がおっしゃったんですけれども、こういう厚岸町雇用対策連絡会議の中で、参加者のメンバーの中で、一応商工会、または漁組、いわゆる作業団体、あと建設業協会とか、そういう町の経済情勢といいますか、経済といいますか、そういう部分を含めてある程度取り組んで、ある程度の部分で町づくりの視点に立ってやっちはいるわけでございます。

したがって、今後もこういう部分を含めまして、またさらに農業、水産業ですか、そういう部分では漁組さんとか農協さんが入っておりますので、そういう部分の意見をいただきながら、そういう部分での町づくりについての雇用について進

めてまいりたいと思います。

また、嘱託の雇用に関する調査員の関係でございますけれども、これにつきましては、町長の答弁の中で申し上げましたように、確かに財政事情は厳しいんですけれども、今考えられますのは、実は2つの補助制度がございます。これは北海道の補助制度でございます、1つ目は、広域連携事業補助費と申しまして、いわゆる地域雇用の創出促進事業の関係でございます。これにつきましては、複数の市町村が協議会というそういう連絡会議ですか、それを設けた場合そういう補助ができる、そういうことでございます。これにつきましては、厚岸の場合考えられますのは、隣の町の浜中町との連携でございます。ただ浜中町につきましては、こういう雇用の場の連絡会議は設けてございません。したがって、浜中町ともある程度連絡を密にしまして、こういう部分の研究をしてまいりたいと思います。

また、2つ目の事業としましては、同じく地域雇用創出促進事業でございますけれども、支庁にこれは雇用開発支援員ですか、そういう嘱託の人を置いて、その人が各管内を回って、例えば厚岸なら厚岸の企業を回りまして、そして就業の窓口と申しますか、就業のお願いと申しますか、そういう部分がございます。

そういう制度がございまして、いずれにしても、北海道の補助制度でございます、今後とも窓口であります釧路支庁とも連絡を密にしまして研究してまいりたいと考えておりまして、ご理解いただきます。

議 長
建設課長

建設課長。

私の方から入札の関係で答弁させていただきますが、当然入札談合疑惑の關係の中では、国の方からも今年度の8月の段階で入札談合と関与行為の排除及び防止に関する法律というのも公布されまして、入札談合関与等行為の定義づけであるとか、公正取引委員会における各省庁に対する改善措置の要求ができるとか、それから、さらには職員に対する損害賠償等の請求であるとか、職員に係る懲戒理由の調査とか、そういう項目が今年8月から公布されて、当然地方自治体もそれに倣う形でありますので、そういうことが全部配慮されてくるという形になろうかと思えます。

当然その中で、その問題も踏まえた中での入札の適正化に向けた法というのもございまして、それが各市町村、地方によってはなかなかそれが改善されていないという形の中では、それらの徹底をするための委員会もできて、それらの報告もなされてきております。

町としても、その中でやれるものから今取り進めて、当面の形の中では、先ほど町長が答弁したように、競争性だとか透明性であるとか、そういうものをきちっと確保していきたいなど、そのように考えております。

それから、例えばの事例で言われました内容の関係でございますけれども、確かに、それでは環境問題をとってISOといったときには、例えば地元の企業であれば1社とか2社しかないとか、そういう形のものが、逆に地元に対する経済波及とか雇用の場を考えたときに、ちょっと逆に受注機会を減らすとかそういう形になりますので、その辺もちょっと考慮しなければならないな。いずれにしても、町としては今後とも入札の適正化に向けて改善できるものから取り組んでいきたいと、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議 長

16番、音喜多議員。

16番

雇用問題についてもう一つお聞きしておきたいというか、お願いしたいなど。

今、嘱託制度なるというか、そういう、雇用を担当する専門職員らしきものというか、名称はどういう形というか、処遇をされればいいのかしりませんが、やはり道なり、あるいはハローワークあたりは、地域に密着したそういうものが必要だというふうに認めて今日までやってきているわけですが、私どもから見れば、何となくちょっと遠いところというか、確かに市町村から見れば、道あるいは国の施策から見ればそれはそれでいいのかもしれませんが、私どもから見ればちょっと距離の遠い存在かなというふうに思っているわけです。

したがって、厚岸町、あるいは今言われたように浜中町を含め、あるいは標茶を含めというか、そういうある程度、見える、そして響くような、そういう策のとれる体制をつくっていただきたいなどというふうに思うわけでありませう。

それからもう一つ、これは商工観光にかかわる部分だというふうに、これは個人的な問題になりますが、最近若い者が仮にリターンしても仕事が長続きしないと。それが雇用する企業としては大きな悩みの一つになってくるわけですね。黙って月曜日ばかりと休むだとか、あるいは朝になってから急にぐあいが悪いとか言って、夜になれば夜な夜な出て歩いているとか、そういう雇う方にしては非常にいろいろな雇用主から聞くとそういう問題が……それは人間、その人のモラル的な問題もあるわけですが、やはりそここのところ、昔の人とはちょっと違うのかなという、時代が違うからそれが当然なのかもしれませんが、やはりそこにも一つの、ただ単

なる雇用確保だけでなく、やはりそこに働こうという、そういう人の位置づけとか、価値観とか、そういう問題の教育とか、訓練とか、そういうものをひとつ研究していただきたい。これは学校あたりでも言っていますし、これは大きく新聞等で既に皆さん覚えていると思うんです。もう1年もたたないでやめていくと。やめてどうしているのかなといったら、その辺のフリーターをしているけれども。

本当にそういう意味では、地元とか、そういう雇用主としては頭の痛い話なんです。そこをやはり地元としても、その辺はこれは行政がそういう教育機関とか、あるいはこれは教育委員会も絡んでくると思うんですが、そういった意味での対応とか。やはり将来的にはそういうところも手を打っていかねばならないときが来るだろうというふうに私は思うのでありまして、その辺のところもひとつ考えていただきたいなというふうに思います。

それから、入札制度ですが、課長も言われていますけれども、かなり各市町村で閉鎖的だったんですね、入札制度に対して。町民とか、国民の税金の使い方について、かなり最近では皆さんの目が厳しくなっているわけです。従前のそういう体制であれば、納税者は余り知らないところが、行政のやることだから間違いないだろうというふうに、ある程度期待感を持っていたところがあったが、こうしていろいろな不正やら問題が出てくると、やはりその点は厳しく見ている。当然のことながら、その中に、やはり地元としてはどういう恩恵があるんだろう、やはり利益の部分も見えてくる。

そういう意味では、今年の2月に、お金とか、今の入札制度は価格中心とか、最低落札価格というそういう点で、最低でもやはりそれができない場合もあるとか、いろいろあるわけですが、大きな最近の話ですが、大目玉を食らったのは、昨年9月ですか、東京都が発注したいいわゆる文書総合管理システムの開発の問題で、新聞に大きく報道された経緯があると思うんです。日立製作所が750円で入札した。それに対する日立製作所が1億3,000万円、最高落札価格。750円と1億3,000万円、それでいいのかどうなのかわかりませんが、最終的にはこれは公正取引委員会から大目玉を食らったわけですが、そういう価格重視で今日まで来ているわけですが、そうではなくて、我が町独自で見られる総合評価入札方式というのがある。そうすると、今までよりももっと広い、我が町としては、

環境に配慮しているか、養殖問題を抱えて、こういう湖の問題を考えて、将来的にはそういう仕事がそういう形で将来に続くようないい形でできるのかと、そういった点を町独自で入れていくことはできると私は思うのであります。そういうところをぜひ我が町のためになることをやろうとしているわけですから、そのことは、今までのことよりももっともっと勉強していただきたいと私は思う。そういう意味で、その辺がどうなのか再度お尋ねして3回目の質問にさせていただきます。

議 長 町長。

町 長 まず、1点目の雇用問題についてお答えをさせていただきたいと思います。

働き場所がないということは人口流出につながるわけであります。21世紀の厚岸町の町づくりに大きく影響を伴う問題でもあります。やはり人口の定着ということこれから行政の大きな課題として取り組んでいかなければならないと考えておるわけございまして、先ほど来からお話がございますとおり、雇用推進係を設けたというのはそういうところにあるわけございまして、私といたしましては、お話ございましたとおり、雇用政策といいますのは各課にまたがる問題であります。そういう意味においては、この係が全体の調整機能を発揮し、雇用推進施策をしていただきたいという考えのもとで設置をさせていただいております。そういう意味において、雇用促進専門担当職員を置いたらどうか、私は検討に値するものであるという認識を持ちました。今後財政等も含めて検討させていただきたい、かように思いますので、ご理解をいただきたいと存じます。

さらにはまた、入札の問題であります。

私もいろいろ問題が起きるたびに頭を悩ます問題であり、厚岸町の名誉にかかわる問題であります。今後、談合等含めて二度と不正が生じることがないように全力を尽くしてまいりたいと考えております。反面、地元企業にお願いしたいのは、毎回言っておりますが、地元だから仕事をもらうのが当然だという甘えの気持ちは直していただかなければならない。今ご指摘がございましたとおり、いろいろな問題を抱えての公共事業であります。そういうことにおいては、地元企業といえども、企業として企業努力をすると同時に、企業に対する責任を持っていただかなければならない、そのように考えておるわけございまして、みずから今日の公共事業の発注に対しての心構えを持って、これからも企業自体の改善もしていかなければならない、このようにお願いをせざるを得ないわけございまして、発注者としたし

ましても、そういうことも考慮しながらこれからも公平に、公正に発注をしてまいりたい、かように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議 長

以上で音喜多議員の一般質問を終わります。

次に、11番、谷口議員の一般質問を行います。

11番、谷口議員。

1 1 番

本定例会一般質問に当たりまして、通告しておりました3点について、町長並びに教育長にお伺いをいたします。

まず1つ目は、農業振興についてであります。今回は特に農地の問題についてお伺いしたいと思います。

酪農は厚岸町の基幹産業と言われておりながら、残念ながら毎年離農する農家が後を絶ちません。離農するに至った経緯はさまざまであろうと思いますが、その跡地が近年近隣農家の利用が進まないことから遊休農地となり、大変これが目立つようになっております。

そこで、現在の町内の遊休農地の実態について明らかにしていただきたいと思っております。さらに、このことについての原因をどのように考えておられるか、また、今後これら遊休農地の活用についての考え方を示しお伺いしたいと思います。

次に、農業委員会の体制についてであります。さきの機構改革において、農業委員会の事務局長は農政課長が兼務となり、実質的に0.5人削減されたこととなります。今の農業情勢、厚岸町内の農家のかかわる問題、農地の遊休化の進行と、それに歯どめをどうかける、利用するのか、また、農家間の農地の交換分合などの有効利用などさまざまな課題を効率的に進めるための体制の強化が望まれていると考えますが、どのように考えているかお伺いをいたします。

2点目は、港町、奔渡町の道道、町道の冠水対策についてであります。

さきに岩谷議員が質問されておりますが、重複した質問になるわけではあります。この問題は町民の安全にとっても非常に重要でありますので、私からも質問いたします。

いわゆるゼロメートル地帯と言われておりますこの地帯に、最近相次いで満潮時の冠水が起こっており、この冠水について、原因は何なのか、付近住民の不安あるいはドライバーや通行人の安全対策はどのようになっているのか、管理する土現、町はどのように対応されたかお伺いをいたします。

また、このことについての今後の対応についても説明をお願いいたします。

3点目は、教育についてであります。その一つは、義務教育の国庫負担制度の堅持についてであります。

構造改革路線を推し進める小泉内閣総理大臣の諮問機関である地方分権改革推進会議は、10月30日に最終報告、事務事業のあり方に関する意見を発表いたしました。その中にある義務教育の国庫負担制度の見直しについては、段階を踏みながらも最終的には国庫負担制度を廃止し、一般財源化を目指す重大な内容となっておりますが、このことについてどのように押さえられているのか。これがもし実施されれば、厚岸町の教育にどのような影響があると考えておられるか、説明をお願いいたします。

最後であります。文部科学省は公立学校の耐震化について都道府県教育委員会に通知を出し、耐震診断の計画を立てて、問題のある施設の速やかな補強、改修等の措置を求めておりましたが、厚岸町はこのことに対しどのように対応されたのか、また厚岸町内の学校の耐震性はどのようになっているか、説明をお願いいたします。それとともに、今後の対応を求められている学校について、どのようにされるかお伺いをいたしまして、私の第1回目の質問といたします。

議 長 町長。

町 長 11番、谷口議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、農業振興対策として、遊休農地の関係について申し上げます。

近年、農業においては担い手不足に加え、経営不振や先行きの不透明感から、離農する農家が増加する傾向にあります。これに伴い、農地流動の低下や耕作放棄地の増加が顕著となり、農村活力の低下を招いており、この対策は今日の農業の最優先課題となっております。

これまでは、農業委員会によるあっせん対応のほか、財団法人北海道農業開発公社による農地保全合理化事業を活用するなど、農地の売買や賃貸借が円滑に進められておりましたが、近年一部の地域では、離農跡地をあっせんしても買い手や借り手がないため、その農地が利用されなかったり、適正に利用権が引き継がれていない、また、それが懸念される農用地が増加しており、資料を配付していただいておりますが、その面積が、最も多い別寒辺牛地区では、地区農用地総体面積の47%で582ヘクタールに及んでおり、また、尾幌地区は16%で261ヘクタールが耕作放棄、

またそのおそれがある農地であり、今後もこの地区においては増加することが懸念されております。

一方、太田地域、トライベツ地区においては、現状では心配される状況にないものと考えられますが、前段の2地区における農地余り現象は、本町の農業の振興を阻害する要因の一つであるとともに、現在進められている町内両農協の合併を進める上で大きなネックとなっております。

このような背景から、この遊休農地解消の対策について、農業委員会会長の音頭で、農業委員の代表や農協組合長、そして私も加わり、懇談会が開催され協議したところではありますが、この中では、まず農地利用の実態を把握しながら具体的な対策を検討することとし、調査を進めるための体制の構築を進めていくことを確認しております。今後、遊休化農地を増加させないためには、経営中止農家の歯どめ対策を図るとともに、現状の遊休農地をどう有効活用していくか、今後農協ともこの対応について協議していかなければならないと考えております。

当地域は、酪農専業地帯でありますので、他の作物への転換や近隣農家に集約することができないのであれば、遊休農地を主体に交換分合等で農地を集約して、新たに地域の核となる大規模で先進的な経営体をつくり上げるなどが一つの方策と考えられます。

また、総体的には農地余り現象となってきたため、農地に適さないところについては、転用により森林に戻すことも考えなければなりません。

いずれにいたしましても、農地を有効に活用していくためには、農家個々の経営の安定を確立していくことが先決であり、これまでも、町として各種利子補給や農業施策を実施してきていますが、今後においては、この問題を重要課題として、関係機関との連携により、農地の遊休化の解消に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、農業委員会事務局体制の強化についてのご質問でございます。

農業委員会の組織は、言うまでもありませんが、農地と担い手の確保を主体に農業構造改革を推進する機関として設置されており、地域農業者の代表として生産現場と直結した組織であります。今日の農業は、急激な国際化の進展のもと、地域農業においても経営が大規模化する中で、担い手の確保の問題や農地余り現象が進んでおります。

一方、消費者からは環境問題や牛海綿状脳症対策、農畜産物の不当表示など社会的な大きな問題として取り上げられ、この対応を図るため、農業構造の大きな変革が求められております。地方の自治体においても、大所高所からの施策が求められております。また、農業委員会にあっても同様でありまして、農業団体や関係機関と連携することはもちろんのこと、これまでの農地のあっせんや売買など権利調整を主体とした行政の側面的な業務から、遊休農地の問題を例にとっても、単なる土地問題としてではなく、農家個々の経営に大きくかかわる問題として解決しなければなりません。このためには、個々の経営内容に深くかかわる指導が必要となるなど、町の農業行政と同様の視点での施策が求められております。

そこで、町の農業行政の所管する業務と農業委員会の農地事務等を一体的に取り組むことが効率的であり、円滑な事務の遂行が図られるものと、さきに行った町の組織機構見直しの中で、農業委員会事務局長と農政課長の兼務発令を行ったものがあります。

この見直しにより、職員体制は事実上減員となったわけで、これに関して、先般厚岸町農業委員会から厚岸町農業振興のための農業委員会事務局体制整備に関する要望意見書として、事務局の体制強化の要請を受けました。この要望意見に対しましては、機構見直しをした直後でありますので、検討する時間をいま少しいただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、行政と農業委員会の垣根を取り払うことにより、それぞれの任務と備えている機能を最大限に発揮することができ、このことにより地域の農業が安定し、発展していくものと考えております。

次に、港町、奔渡町の道道、町道の冠水対策についてであります。

最近の冠水状況は、5番、岩谷議員の答弁と重複いたしますので省略させていただきますが、低気圧や高潮による異常潮位のほか、数は少ないですが、大雨時にも冠水状況が見られます。奔渡町の消防署前については、昨年釧路土木現業所が舗道整備工事に合わせて排水路の改修と路面の一部をオーバーレイを行った結果、その後冠水は見られませんでした。先日交番前の升から逆流したことがありましたが、これは近接する工事区間の排水を強制的に発送したため、一時的に冠水したものであります。

次に、冠水時の潮位ですが、財団法人日本気象協会北海道支社が発行しておりま

す北海道の暦と潮汐の道北・道東2002年の潮位表では、釧路港で11月4日の満潮時間は午後3時58分、潮位の高さ148センチメートルとなっておりますが、厚岸湖の真竜岸壁に設置されております検潮器は、午後4時で172センチメートルの値を示しており、したがって、潮位表の値より実際の潮位は24センチメートル高かったこととなります。この潮位表の数字は最近5年間の平均値により計算されております。潮位表では11月9日の釧路港の潮位は午後4時30分の満潮時144センチメートルで、本来8日より下がっているべきが、厚岸湖の検潮器は午後5時で176センチメートルと、8日より高くなっておりますが、これは道東地方に近づいていた低気圧の影響と考えられ、そのために冠水が8日より9日の方がひどかったと考えられます。

次に、対策ですが、これも5番、岩谷議員の答弁と重複いたしますが、根本的には、港町地区のかさ上げで解消はされますが、その方法は住民への負担を強いることとなりますので不可能であると思います。ただし、今後住宅の改修に当たっては、住宅基礎の高さを高くしていただくような指導も必要と考えますが、応急策としては、排水管に逆流防止さくを設置し、ポンプアップで排水する方法を早急にと考えておりますが、恒久策としては、今現在道に設置されている排水管で排水の逆流を防止する方法と、排水管が満水になったとき、大雨等による逆流防止装置より内側の雨水等をどう海側に排除するかが最大の検討課題と思います。この検討課題は、厚岸町の町道も、釧路土木現業所の管理する主要道道別海厚岸線も同じと考えますので、釧路土木現業所とも十分に協議を行い対応していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

私からは以上であります。

議 長
教 育 長

教育長。

おはようございます。

私の方からは、質問事項第3番、学校教育についてお答えいたします。

まず、1点目、義務教育国庫負担制度の堅持を求めることについてでございますが、政府の地方分権改革推進会議は、本年10月30日に国から地方への国庫補助負担金削減に関する最終報告をまとめ、総理大臣に提出いたしました。

この報告の最大の焦点の一つが、年間予算約3兆円の義務教育費国庫負担制度の見直しについてであります。ご承知のように、公立小・中学校の教職員給与の2分の1を補助する道負担金を全額一般財源化すべきだと明言されております。その上

で、まず2003年度から、1つとして、教職員の年金積立金の負担、2として、退職手当に対する補助、3として、公務災害補償基金及び児童手当に対する補助の総額約5,000億円を国庫負担対象から外し、段階的に削減し、一般財源化しようとする内容であります。

また、残りの2兆5,000億円についても、2004年度から2006年度までの3年間をかけて、客観的指標に基づく定額化、交付金化等への移行の検討に入るとし、負担金全額の一般財源化についてを継続審議していくとしております。ただし、その際の財源措置については、「地方分権の観点を視野に入れた関係者間で十分協議・調整が行われるべき」との表現にとどまっており、地方自治体が要望していた国からの税財源移譲等には十分踏み込んだものになっておりません。

このことに対して文部科学省の方では、その5,000億円の削減は認める方向でいる一方、教職員の給与体系本体は現行制度を堅持するとしておりますが、定額化、交付金化から一般財源化を検討していくことは、義務教育費国庫負担制度の根幹を揺るがす大きな問題であると考えております。加えて、厳しい財政事情を余儀なくされている地方自治体にとっては、これを補てんすることは極めて困難であります。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として定着しており、現行教育制度の根幹をなしているものであり、必要不可欠なものであると考えております。厚岸町といたしましても、現行制度を堅持できるよう北海道教育委員会初め北海道町村教育委員会連合会等を通して強く国に要請してまいりたいと考えております。

次に、2点目、公立学校の耐震診断についてでございますが、平成7年度に発生した阪神・淡路大震災で文教施設においても多くの被害が発生し、近年における地震においても一部学校で損害を受けたところであります。

公立学校施設につきましては、非常災害時における児童・生徒の安全確保を図るとともに、地域住民の応急避難所としての役目を果たすことから、耐震性及び安全性を確保することが重要な課題となっております。

しかし、本年度文部科学省が実施した公立学校耐震改修状況調査においては、全国で新耐震設計法以前、昭和56年以前に建設されたもののうち約70%は、耐震診断さえも未実施との結果であり、全道的にもその実施率は6.6%と低く、当町においては、現在まで実施した建物は無い状況にあります。

このような状況から、本年8月に文部科学省より防災機能の充実強化は最優先課題として、平成17年度までに耐震補強事業の実施予定にかかわらず新耐震設計法前の基準により建設されたすべての学校において耐震診断を実施するよう、耐震診断実施計画の策定を求められたところであります。

これを受けて文部科学省へ提出した計画では、小・中学校施設数で13校のうち、耐震診断が必要となる昭和56年以前の建物を保有する学校は10校であります。改築予定及び9校を除く8校が対象校として平成17年度に実施することとしております。しかし、集計された全国の耐震診断計画では、最終年の平成17年度に約45%が、北海道においては75%が集中していることから、実施計画の均等化を図ることが要望されております。

したがって、当町においても、学校は児童・生徒の学びの場であるとともに、1日の大半を過ごす生活の場でもあり、安全性の確保は重要かつ急がれる問題であるとの認識から、計画を見直し、早期の耐震診断が実施できないか検討中であり、今後とも実施に向け努力をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長

11番、谷口議員。

11番

今、町長からご答弁いただいたんですが、町内の遊休農地の問題は、本当に見過ごしておくことができない重大なところに来ているのではないかなというふうに考えます。今回いただいた資料でも、尾幌地区には広大な耕作を放棄された土地が続いておりますし、それから、町からは遠くて見えない、いわゆる別寒辺牛地区、今度は地番が変更になりましたから糸魚沢若松地域と言ったらいいのかと思いますけれども、この地域では、もう50%近くが遊休化が懸念されるというような状況になっているわけですが、これらについて、今町長が説明されましたけれども、このことによって、この問題がきちんとある程度の見通しが立っていかないと、農協合併にも大きな影響を与えるということが懸念されてきているわけであります。

それで、実際にそちらの合併に対する進捗にも今影響を与え出してきているという状況なんです。これらの地域の農地が本当に、例えば別寒辺牛の地区の農地が非常に悪い土地で、耕作に適さないという農地なのかというふうないうと、そうではない土地が大半なんです。例えば尾幌地域であれば、土地改良に土地改良を重ねてやってきたんですけども、その効果があらわれなくて、結果的には農家が

放棄せざるを得なくなってきたという農地と、別寒辺牛地域の今遊休化が懸念されている農地はやはり違うわけですから、その辺をきちんと見きわめて、どう利用していくのかということが求められているというふうに私は思うのですが、これらについて、やはり早急な対策をとっていかなければならないと考えておりますが、もう一度町長の考え方を示していただきたいというふうに考えます。

それから、農業委員会の体制の問題でありますけれども、今町長が説明されておりましたけれども、こういう遊休農地の問題で、やはり農業委員会としても大変な危機感を持っているわけです。この問題をどうしても解決したいと。そのためには、やはり体制も強化していただいて、そして一定の仕事をやはり農業委員会に割いていただくということができなければ、頭がどっちを向いているのかということなんです。それで、結果的には非常に優秀な局長でありますけれども、それに対応でき得るのかということを含めて、やはり農業委員会としての決議をして、町長にその実情をよくわかっていただいた上で、農業委員会の体制を強化して欲しいということなんです。これはわざわざ農業委員会で決議までしてお願いをしていることでもありますので、その辺の実態をやはり十分把握していただいて対応していただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

次に、町道、道道の冠水の問題ですけれども、昨日から岩谷議員も質問されておりましたから、なるべく重複しないような質問をしてみたいと思いますけれども、実際この図面を見て、多くの方がやはりびっくりしたのではないのかなというふうに思うんです。潮位が 176センチと言われておりましたけれども、2メートルの岸壁を超えているわけでしょう、満潮時には。そして、その岸壁よりはるかに低い道路がたくさんあるというのが現状ですよ。そうすると、当然冠水、浸水するのが当たり前というふうに考えていいのではないのかなというふうに考えます。

それで、たまたままだ11月でしたから今回はそれで済みますけれども、これから厳冬期に向かうわけですから、そうすると、当然交通安全の問題からいっても非常に危険な状況になるし、11月だったからよかったということではないと思うんです。大型トラックであればいいのかもしれないけれども、小さい車がやはり厚岸町の場合はどうしてもあの道路を利用しなければならないということを考えれば、今エンジンが故障する車はそうないかもしれないけれども、やはりブレーキ等には当然影響は出てくるというふうに思うんです。そうすると、それへの対応をやはりきちん

として、いざというときにはどうするんだということが必要だと思います。

それで、やはり今何をやらなければならないのか、それから、早急に手をつけることは何なのか、恒久的にはどうしなければならないか、そういう段階を踏んだ対策を立てていただきたいなというふうに思うんです。そういうことで、このごろ大橋のところに行くと、もし冠水しますと交通どめにしますよというのでは、これは町民生活に影響を与えてしまうんで、そういうこともどうしてもだめな場合は交通どめも必要かもしれないけれども、やはりそういう場合でも、最小限の交通は確保できるような体制をどうとるのかということが大事ではないのかなというふうに思うんです。

そこで、二、三点お伺いしたいんですが、この図面を見ますと、大体冠水しそうなところというのはどこなんだということはわかりますよね。そうすると、最悪の場合でも、交通はこうやれば確保できますよと、こういうことをやればできますよということは検討できると思いますよ。

それで、先ほどからかさ上げの問題が出ていましたよね。それで、かさ上げをすれば地域の皆さんに非常に大きな影響を与えると。それで、新築時には何とかその基礎を高くしていただきたいというようなことを言われておりましたけれども、それだって、やはり基礎をどこまで上げればそういうことをクリアしていくことができるのか。そして、例えばそういうことがどんどん、どんどん続いていくと、たまたまそれに追いついていけないというか、新築、改築ができなかったところだけ今度は集中的に被害が及んでしまうというようなことも考えられるのではないのかなというふうに思うんです。

ですから、私は一つは、やはりそういう実態をきちんと押さえていくというか、住民にどんな被害が今出ているのか、あるいは懸念されるのか、そういうことをやはり地域の住民、こういう一帯の人たちの実態をきちんと把握する、あるいは要望をきちんと聞く。どういうことをしてほしいのか、こういうこともやはり一緒にやらなければならないのではないのかなというふうに思うんです。通行だけでできればいいと。そうすれば、道路を30センチ上げればいいとか、50センチ上げればいいということで終わってしまうのではなくて、地域の住民の皆さんの要望をやはりきちんと押さえていくことが必要ではないのかなというふうに思うんですが、これらについて、調査やあるいはそういう要望を聞く、そういうことの考えはないのかどう

なのか、ひとつ伺いをいたします。

それから、例えば早急にできそうだなということを私が考えるには、これは2条通りは今のところ大丈夫ですよ、どんなことがあっても。いやいや、一般的に、普通は。津波だとか、物すごい今の予想を超えるような高潮以外は今のままでも大体通行は可能な道路ではないのかなと。だけれども、1条と3条はそういう危険があると。そうすると、やはり2条通りに迂回する体制をとらなければならない。結果的には、そこを選んで走るようになると思いますよね。そういう場合の対策はどうするのか。2条通りは結果的には狭い道路ですよ。そうすると、そういう場合にはどういう配置をするのか、人の配置も含めて検討してほしいし、例えば2条通りに向かうための一部かさ上げだって検討できるのではないのかなと。人家がないところの道路をやはりきちんと考えれば、例えば前のマルハの工場の方に迂回してもらおうと。あっちもこれを見るとかなり低いですから、冠水したときには2条通り近くまで——2条通りも含めてかな、あっち、もうかなり深くなっていますよね。そうすると、あそこは今民家がない、そういう状況を踏まえれば、あの道路をかさ上げできないのか。そうすると、大体2条通りを通れば町の方あるいは国道の方に向かうことができるのではないのかなというふうに考えますけれども、そういうことは考えられないのか。そうすると、交通を遮断しなくても通行が可能になるというふうに考えますけれども、そういう考えはできないのかどうなのか。

それから、今回こうやって示されておりますけれども、これは特に強いところですよね。冠水した場合にはこれがつながったりいろいろしていますよね、このほかにも。これは一般的にちょっと何かしたらなりますよというところを示したのがこれで、本当に冠水したら、この距離がもっとそれぞれ伸びていますよね。だから、こういうことが今回奔渡も含めてこうやってありますけれども、このほかにはどうなのか。例えば旧厚岸フェリーだとか、漁組の方だとか、あちはそういう心配はないのかとか、そういうあたりの調査も、今回示されたのはこれだけですけれども、そういう町内の冠水、浸水のおそれのある地域のマップみたいなのがきちんとつくられているのかどうなのか、その辺の対策もどうやられようとしているのか、伺いをしたいなというふうに考えます。

それから、この義務教育の国庫負担制度の問題ですけれども、これはやはり非常に大変なことだと思います。それで、このことについては、地方6団体も反対をは

っきり表明していると思うんですけども、結果的に、何でも官から民へだとか、それから国から地方へだとか、行政のスリム化、そういうところにこれは端を発していることですよ。それで、今回示されたのが、結果的には要するに事務事業をどうするんだということで、どんどん、どんどん進めていこうという中で、この義務教育の問題が今大きな問題になっているわけです。

そして、けさのテレビでも、NHKかどこかでやっておりましたけれども、この問題はやはり地方に与える影響が非常に大きい問題だということです。それで、今回3兆円のうちの5,000億円を先ほど教育長がおっしゃったような方向で削減しよう。ただ、今回そういう方向を示していながら、政府はその財源については一切触れていないんです。それで、教育長もおっしゃっておられましたけれども、この問題は、関係者の間で十分に協議して調整するということにとどまっているわけです。そして、あの財務大臣は、地方自治体の経費削減で賄ってほしいと言っているんです。とんでもない話だと思うんです。これだけ今地方財政が大変なところで、国は仕事をやめて、財源は地方財政の経費を削減してですから。地方に仕事をするなどということなんです。そういうむちゃくちゃなことを言ってみ直しを図っていくということです。

そして、今回示されているもう一つには、教職員の半額負担についても見直すという方向です。そうすると、これもどんどんやられていくと、結果的にはお金のある自治体は、都道府県ですけども、教員の給与を一定水準に保つことができるけれども、貧しいところは給与をどんどんカットしていくとか、あるいは先生の間には賃金の差をつけていくということになったり、あるいは学級数の編制にもかかわってくるわけでしょう。今40人学級でやっているわけですけども、これが41人になると1学級ふやしてもいいよというふうになりますよね。そうすると、これがやられていくと、生徒の数で予算枠を配分するけれども、先生の数では配分しないと。そうすると、なかなか41人になったからといって2学級にすることはできないと。

そして、この中で言っているのは、41人になった場合には、そういう場合も教育委員会が弾力的にやってもいいよということまで言っているんです。それでは、今いろいろな角度からなるべく子供たちに少人数学級を進めていこうとするのと全く反対の方向にこの問題が進められようとしていると。

それで、国が義務教育は国が責任をきちんと持つんだと。今の内閣総理大臣が内

閣発足当時には米百俵の話を盛んにして、教育というのは物すごい大事なものだというようなことを言っていたんですけども、今回の最終報告は、全く今の義務教育制度をないがしろにしてしまう、そういうものなんだということなんです。

そういうことで、これらについても、やはり強力な運動を進めていかなければならないのではないのかなというふうに考えますけれども、もう一度お伺いをいたします。

公立学校の耐震化についてなんですけれども、このことについて、政府は盛んにやれやれと言ってきていますよね、この問題については。言ってきているけれども、これについても、結果的にはきちんとした財源化を示していないわけです。それで、今回余りにも進まないということで、全国的には7万4,700棟の学校が未実施になっているんですね。それで、これを何としても2005年度までに診断をやるということなんですけれども、その中に、先ほど言われたように、校舎の改築あるいは改修が予定されている学校は外れていくわけですけども、そういうことがされていかないで、昭和56年ですか、以前につくられた学校は町内でも10校あると。そして、そのうちの8校はその対象だというふうに今説明されておりましたけれども、これについても、結果的に、町も一番最後まで伸ばすわけでしょう、耐震診断を。最終年度でやろうと。までにやろうではなくて、先ほどの説明では、最終年度にやろうということですよ。これではやはりだめではないのかなと。そして、全道的にも一遍になってしまうと。そうしたらそんな予算なんかは当然できるわけがないだろうという予測が、話を聞いていてもわかりますよね。

ですから、特にこういう地震がある意味では頻繁に起きるといえるか、そういう被害が過去にたびたびあった地域、そういうやはり特殊性だとかそういうものも考えた進め方をしてもらわないと困るのではないのかなと、そういう予算の割り振りもやはり必要ではないのかということ働きかけていくことが必要ではないのかなというふうに考えますけれども、それらについてはどのように考えているか、町としてこれを早めることができないのか、もっと年次別にこういうふうに割り振っていきますよという考えがあるのかないのか、もう一度お伺いをいたします。

議 長 町長。

町 長 私からは農業委員会の事務局体制の強化についてお答えをいたします。その他、遊休農地対策について、あるいは冠水問題につきましては、それぞれの課長から答

弁をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

10月1日付の組織機構見直し時点におきましては、他の課、係と比較した業務量等の平準化、さらには農政業務との連携強化という視点を持って新たな体制を整えたわけでありまして、しかし、農協の合併問題を契機といたしまして、特に遊休農地の問題が顕在化していることがお話しありまして、おり明らかとなったわけでありまして、これらの問題等の対応が急務であると私は判断せざるを得ません。そういう意味において、来年に向けて、農業委員会の事務局体制の強化について、農業委員会と協議の中で検討してまいりたい、かように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議 長
農政課長

農政課長。

私からは遊休農地の関係についてお答えをさせていただきます。

この遊休農地の問題につきましては、特に別寒辺牛地区の50%近くにも及ぶ遊休化という状況があるわけでありまして、この原因につきましては、離農というものがやはり根本にあるということでありまして、離農に至る原因につきましては、跡を継ぐ人がいない、または病気で亡くなってしまった、そういったことの原因が多々あるというふうに思っておるわけでありまして、この対策ということにつきましては、やはり離農をこれ以上ふやさないというのが抜本的な対策になるかというふうに思います。この対策につきましては、農家が安心して経営をやっているという、そういった環境づくりが一番大切ではないかというふうに思っております。最近の農政、非常に先行きが見えない部分がありまして、規模の拡大の投資意欲、そういった部分でも非常に鈍っているという部分もありまして、これらについては、やはり農政の総合的な施策が必要かというふうに思っておるわけでありまして、

まず、この対策をとるには、やはり現地がどういう状況になっているかという部分について調査をしなければならない。遊休化の状況として、本当に全然使われていないのか、そういった1カ所ずつの実態をまずは把握をしていかなければならないというのが第一の先決であります。それから、まずその地域の農家が遊休した農地を必要とする状況をつくり上げていかなければならない。ということは、農家個々の体力アップを図っていかなければならないという状況をつくり出すことが行政としての責任かというふうに思うわけでありまして、また、具体的な対策となると、

いろいろな方法というものがあろうかと思えます。やはりその地区で農地が使われないという部分については、外部の投資も必要かというふうに考えられるわけでありまして、さらには、条件の悪い、例えば傾斜地、それからどうしても使えない湿地帯というか、排水が不良な土地、これらについてはやはりもうこれ以上投資をすることはあきらめて、他に転用をするということも、これからの農政としては大切じゃないかというふうに思うわけでありまして。

今後合併を控えて、やはりこの土地問題が本当に最大のネックになっているわけでありまして、この機会を通じて何らかの方策をとりながら解決をしていきたいというふうに考えております。

議 長

建設課長。

建設課長

それでは、私の方から冠水対策について答弁させていただきます。

まず、大きなA3の図面の説明をさせていただきます。

この図面の中で、青くなったのが主な冠水、よくある冠水の箇所でございます。そして、赤く表示している高さ関係、これについては、道路、車道の端という形でございますので、歩道はさらにここから約20センチ高くなるという形になりますので、車道部の端の方でとらえているという形で、まずご理解いただきたいと思えます。

それから、右下の方に測量基点、岸壁天端2メートルという形で表示しております。これは、岸壁の高さを仮ベンチ、仮の高さとして2メートルとして設置して、そしてこの町内の地区の高さを当てはめたものでございます。したがって、それでは今の岸壁の高さはどうなのかといいますと、潮位から見ていった計算でいきますと、昨日も5番議員に報告したとおり、おおむね30センチ下がっています。場所によっては20何センチもあれば、38センチもありますけれども、おおむね30センチ下がっています。したがって、2メートルの高さからおおむね30センチ引きますと1メートル70という高さ。したがって、ほかの地盤の高さも全部30センチマイナスすると、潮位との因果関係で、潮位が176センチのときはここは170何ぼだったな。潮位以上高くなることは基本的にはありませんけれども、そういう箇所がこの冠水の箇所という形になります。

そういうことで、この図面の中ではそういうふうに表示させていただいております。ただ、この表示している関係で、対策の中で若干変わっている分もありますの

で、それについては、今回11月9日のこの冠水対策として11月26日に土現さんといろいろ対策を打ち合わせした結果として、迂回路、さらにはひどいときには通行どめという形の表示をする段階で、やはり通行どめというのは大きな問題だという形の中で、北海道として緊急対策として、大橋の町道付近の艇庫の前、それは道道と町道の交点、道道の巻き込みという範囲の中で、そこについては舗装部分、このセンチメートルより約8センチぐらいかさ上げしていますので、この数字とは今現在は異なるという形になりますので、ご理解をまずいただきたいと思います。

それで、今回のこの問題の対策についてという形の中で、やはり土現さんとしては、前からも高さを調べながら何かいい方法がないかという形の中では、昨日も申し上げましたが、何とか海から入ってくるのを止水弁でとめて、そして海に逆送しようという形のことを考えていたんですけれども、なかなか予算がつかなくて今までになっただけでも、今回予算のことを言っていられないという形の中で、仮の形として止水弁を入れて、絶対ではないんだけどそれを入れてポンプアップしたら、結果としては今回は12月頭の高潮時には問題はなかったという形になるわけですけれども、いずれにしても、対策としては、迂回としては、質問者が言われたとおり、ちょうど役場の前の町道と道道の交点からちょっと左折していただいて、2条通りを迂回させて、そしてベイブリッジのところに出そうという形なんですけれども、ベイブリッジの前も非常に低うございます。わずか短い距離でもやはりデストリビューターや何かに水が入ったり、車に対する影響を考えると、それも問題だなと。しかし、その時点では、2条通りの一番端の方に広洋水産の見えるところ、あそこも1メートル80何ぼで低いと。さらに艇庫の方も低いという形の中では、艇庫の部分をかさ上げすると、1カ所だけだから、それなら広報で、広報というか、チラシでやったのは、たまたまベイブリッジに入ってくる通りを迂回として表示したんですけれども、現実的に迂回させるときには向こうを回そうという形の対策をちょっと……。それは、迂回させるときには当然規制するための警備の方々をそれぞれ張りつけて対応しようという形の中で体制を整えておりました。

その打ち合わせの結果と対応を整えたんですけれども、結果とすれば、逆水と、ポンプアップしたことによって冠水はなかったので迂回してもらうことはなかったというのが今までの考え方で、今後もこういう高潮時とか、低気圧時に何か問題があるとすれば、当然役場とも連携、警察とも連携しながら対応していこうと。

そして、通行どめになると、それでは大型車はいいのか、小型車はだめだという形には当然ならないと。やはり規制から言っても、緊急自動車以外はだめだろうと。そうすると、やはり産業活動も含めて大きな問題になるという形なら、できるだけ迂回なら何とか協力できるだろうけれども、通行どめは最悪の場合でもできるだけしたくないなという形の中で、今後についてもそういう体制をとるように、厚岸町といたしましても、今の2条通りの方についても、来年の関係では、町道維持の中でオーバーレイを予定していますので、そういう主要な箇所については、オーバーレイで何とか対応していきたいな。できるだけ迂回の道路をきちっと確保して、冠水することなく迂回できるような体制はとっていきたいなと、まずそのように考えております。

それから、特に今度3条通りの方の関係なんですけれど、そこについては、昨日もお話ししましたが、特に大雨時の港町中通りの雨水対策としてやったことは、従来の水が逆流してくるやつをさらに呼び水を大きくしてしまっただけで冠水の回数というのが多くなった。これらについては、入ってこない対策をできるだけ早くとって、そしてポンプアップするなりの方法を検討していきたいと、そのように考えておりますので、それによって、当面は対策としてはそれで対応できますけれども、今後含めて、さらに港町地区全体の問題としてのとらえ方とすれば、この場所だけですべて終わるという形では考えておりませんので、これらについては、各役場関係課とも打ち合わせをしながら、それらの対策を当然住民の意見も聞きながら取り組む必要があるという理解をしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、ここ以外にという形の場所では、道路ではないんですけれども、奔渡の三丁目の漁組のところ、それから大雨時には有明の冠水、これらについては、当然今汐見川の改修という形の中ですべて進めておりますけれども、やはり有明2号道路の手前の汐見川自体が、やはり大雨時になると、道路横断部がコルゲートパイプの2列並べである程度狭まることによって、潮引きのときに行く時間がある程度遅くなるという感じもありまして、今年度調査をかけて、有明2号道路の橋梁調査、設計をも今行っていますので、そういうことをやることによって、相当冠水時間は短縮されるのかなという形で考えております。

それから、漁組に当たっては、今まで道の単独のかさ上げだとかという形でやって、なるべくあそこに入ってこない方法をとったんですけれども、やはり止水弁を

つけたんだけど、結局は押せないという感じの中で入った潮が出ないという形で、今対策に苦慮しているところでございます、たまたま財産的には漁組の敷地なものですから、それらについては、海岸護岸にしけたときには係船させるという形の中では、個人財産とはいいながら道の単独や何かの中でいろいろ方法を北海道を含めてそれらに相談を投げかけているというところでございますので、まずご理解いただきたいと思います。

それから、今言われたように、冠水箇所のマップをつくってあるのかといたら、現在はマップはつくってございませんので、今後これらの問題が対策として必要ということになれば、当然つくって周知したいというようなことも検討しなければならぬと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議 長 教育長。

教育長 私の方からは、学校教育の関係についてお答えいたします。

まず、義務教育国庫負担制度に関してでございますけれども、共済費長期分及び退職手当分だけでも道の試算で 245億円の負担になるのではないかというふうに道教委で試算をいたしております。税の移譲が明確でない中で、地方への負担転嫁ということを道教委、道自体を含めて懸念しているということでございます。

一番心配になりますのはやはり、教職員の部分でいいますと、現在40人学級、これをもう既に多くの都道府県で、山形県等でもそうですけれども、35人学級を実現してもよいと、ただし、これは自治体の負担によっては柔軟的に対応していいという制度が出てきました。これは何を意味するかというと、国自体が40人でなければならぬぞという体制をまず一つはやめたということだと思っております。ですから、逆に言うと、先ほどおっしゃられたように、現在ある少人数加配を含めた各種加配についてもそうですけれども、何クラス以上の学校に配置するというのが最低基準でありまして、絶対つくわけではありません、今の教員の問題につきましては。文部省からの人数がその年によって配分されるというような形をとっているわけです。ですから、この加配を含めて学級編制の部分についても、地方の裁量に任せると。一般財源化した中で任せるといふような形をとったときに、財政状況の悪い都道府県については格差が生じてくるのではないかという懸念があるというふうに思います。

また、人件費だけでなく施設整備についての補助金についても、一般財源化の方

向が出ているということは、学校建設等々について支障を来す可能性も高いというふうに加え、非常に問題の多い今回の最終報告ではないかなというふうに加えておりますし、道の方も強く要望していくという中で、こちらからも申し出ていきたいというふうに加えます。

次に、耐震診断の関係でございますけれども、耐震診断につきましては、いわゆる1次診断、これにつきましては、柱の太さ、本数、壁の厚さ、長さ、建物の構造、規模、年数、地盤のデータ等により耐震性を判断するというものです。そして、2次診断に至りまして、はりの耐力を無視して柱の耐力から強度を測定する等々ございまして、これについては、かなりの費用の差がございます。1次診断につきましては数十万円、2次診断に至りますと、規模によりまして200万円から400万円程度の経費が必要ということなのです。

そして、今回文部科学省が調査いたしました中では、当面簡易診断を最低限度実施しなさいということでございます。これは、専門家に設計図を送って診断してもらおう。そして、この費用は約10万円程度ではないかという文部科学省の見積もりでございます。そして、先ほどございましたけれども、財源につきましては、現在のところ措置されておられません。これは文部科学省が総務省の方に特別交付税として1校10万円程度で要望していきたいという表現にとどまっております。現在のところ財源的措置はございません。基本的には、建物の設置者が構造等々の強度については行うべきだという、先ほどの論理に近いものがあるかなというふうに思いますけれども、そういう論理の中から補助金等々がこの分にかかることはありません。ただし、建設を前提として耐力度を調査することにつきましては、さかのぼって補助金が出るという制度がございますが、それ以外については今のところ一財を使って実施するしかないというような状況にあります。

私どもといたしましては、この1次診断については、役場内部の技術においても可能であるというふうな見解をいただいておりますので、年次的にできれば1次診断については17年度にこだわらず、とりあえず実施してまいりたい。その後の展開につきましては、これからの学校の適正配置等々の計画も立てていかなければならないというものを踏まえながら、2次診断に進まなければならないものについて検討を加えていきたい、かように考えております。

議 長

11番、谷口議員の3回目の質問は午後といたします。

昼食のため休憩いたします。

再開は1時。

休憩時刻 11時58分

議長

本会議を再開いたします。

再開時刻 13時00分

午前に引き続き一般質問を続行いたします。

11番、谷口議員の3回目の質問から行います。

11番。

11番

遊休農地の問題については、やはりこれから関係者間できちんと調整をして進めていかなければならないというふうに思いますから、これについては、早急に対策を進めていかれるような状況をつくり出してほしいというふうに思います。

それから、事務局体制については、先ほど町長から答弁がありましたので、よろしく願いをいたします。

冠水の問題についてなんですが、やはり住民の安全、それから町の産業にきちんと影響を与えないような対策をどうしてもとっていかねばならないと。町民の安全だけでなくやはり観光も厚岸の一つの産業でありますから、そういうことも含めて安全で安心なやはり町にしていかなければならないのではないのかなというふうに考えます。

そういうことで、やはり先ほども言いましたけれども、これらの対策を進めながらも、やはり町民にどういうふうに安全に対する周知徹底をしていくのかと、当面。すべてが進まないと物事ができないというのではなくて、当面できることは何なのか、一つ一つきちんと明らかにしながら対策をとってほしいというふうに考えます。そういう点で、マップの作成だとかそういうことも含めて、やはり検討していただきたいなというふうに思いますし、当面そういう場合にはどういう進路というか、迂回路だとか、そういうものをもってほしいというものも、町民にやはりきちんと周知徹底をした方がいいのではないのかなというふうに思うんですが、ひとつよろしく願いをいたします。特にこれからは寒い時期でもありますから、凍結等によるそういう事故等の発生も懸念されますから、安全対策には万全を期してほしいなというふうに思います。

それから、教育の問題で、義務教育の国庫負担の問題ですけれども、やはり今義務教育が本当に大変な状況に来ているなということ。それで、義務教育の国庫

負担の廃止になったらとんでもないことになるということで、やはりどんな町でもこのことに対しては非常に危機感を持っているということです。それで、今回見直しが行われると、教育に対する格差の問題をどこの自治体も非常に懸念していると思うんです。これはやはり今教育基本法で義務教育についてはきちんと規定化されているし、それに基づいてやられてきていると思うんです。どんな離島であろうが、どんなへんぴなところであろうが、同じような教育を受けることができるというふうになっているんですけれども、効率化だけが優先されると、当然離島だとか僻地だとか、そういうところは削減の対象になってしまうというようなことがあってはならないというふうに思うんです。

それから、町内においてだつて、もっと行き届いた教育を進めるということを進めていきたいと考えていても、予算がないと結果的には弾力運用で、40人以上の学級ができてしまうというようなことになっていっては困るというふうに思うんです。

それと、やはり給与の問題でいっても、そういう格差が容易に認められてしまうと、結果的には僻地に来る先生がだんだんいなくなってしまうということも、将来的には非常に懸念されることではないのかなと。やはりいい先生に厚岸町に来て教育に携わってほしいということを強く言っていかなければならないのではないかなというふうに思いますけれども、もう一度お考えを聞かせていただきたいと思います。

そうするとあれですか、耐震の問題ですけれども、結果的には、当面は簡易ので済ませてしまうということに厚岸町内はなってしまうのかなというふうに思うんですけれども、釧路沖地震だったと思うんですけれども、町内の尾幌小・中だとか、糸魚沢だとか、今糸魚沢は学校はやっていませんけれども、屋体のあの頑丈そうに見えた屋根が落下してしまうと。そのほかにもいろいろな被害が出ているわけですが、そういう懸念が町内の学校でもあると思うんですよね。そういうことをやはりきちんと調査していただきたいなというふうに考えているんですが、町が進められていく耐震診断はどういうものなのか、もう一度説明をお願いいたします。

議 長 農政課長。

農政課長 遊休農地の問題につきましては、現在既に余っている農地の活用、それからこれからの発生をどうあらでをかけていくかという部分につきましては、今後農協と関係

機関と連携をとりながら解消に努めていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議 長 建設課長。

建設課長 冠水対策についてでございますが、当然住民への安全対策というのが一番大事なことでございますし、そのための周知の方法というのは当然必要になってくると思っております。それで当然、今質問者が言われたとおり、当面の対策、それから恒久対策という形の中できちっとした体制をつくりながら、それらを住民に知らしめながら、住民の協力も仰がなければならないですから、そういう中で、何とかこういう異常冠水対策でも事故のないような形の中で対策を施していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議 長 教育長。

教育長 まず、義務教育国庫負担金の関係でございますけれども、おっしゃられるとおり、格差の問題は懸念されることだと思っております。現在道費負担ということで国庫負担、道費負担により教職員が配置されております。このことについては、当然どの自治体についても一定の基準を満たす中では職員が配置されるという体制がとられているわけですが、これが、都道府県の責任において配置する、あるいは都道府県の財源のみで配置すると変更になったときには、一つとして、国の方が都道府県の独自性に任せるという判断を出してくる可能性が高いと。そうしたときに、現在のような加配も含めて定数問題についても、悪い意味で弾力的に対応するという可能性も考えられるというふうに思います。私たちとしましては、ぜひこの部分については、義務教育の最も基本的な部分、国民が皆均等に教育を受けられるという基本をなすところでございますので、引き続き国の方に要望してまいりたいと、かように考えます。

次に、耐震診断の問題ですけれども、あくまでも簡易診断につきましては、文部科学省が財源措置として特別交付税を総務省に要望する際の基準の診断でございます。我々が今行おうと考えている部分につきましては、先ほど申しました1次診断を当面行うという方針でおりますので、その中では柱の太さや本数、壁等、年数、その他データにより耐震性を推定するというところでございますので、もう一歩進んだ診断をとりあえずしまして、その中で改めて2次診断に移行しなければならない部分については、大きな財源を伴いますので、財政とも協議しながら進めていき

い、かように考えております。

議長 以上で、谷口議員の一般質問を終わります。

次に、15番、菊池議員の一般質問を行います。

15番、菊池議員。

15番 第4回定例会に当たり、このたび通告しておりました次の3点、6項目につきまして、質問をいたします。

まず第1点目は、我が町厚岸町は、昔から天然の良港とも言われ、そして魚介類に恵まれた、水質のよい湾と湖を抱いておることはご承知のとおりであります。今厚岸といえばカキ、つい先ごろまでは厚岸といえばニシンなどと、湾や湖は幾種類もの魚介類がとれるすばらしい海の幸の恩恵のある宝の海なのであります。

そこで、もし万が一、この厚岸湾、厚岸湖に水質を極めて悪化させる油の流出など、水質油濁や汚濁被害が発生したとなれば、その影響は、漁業はもちろん水産生物、海洋動植物類に与えるショックは火を見るより明らかであると想像されます。また、厚岸町は国際的にはラムサール条約の登録湿地であり、国内的には海の道立自然公園でもあります。このように、厚岸湾、厚岸湖は将来も水質や環境を守っていかねばなりません。昨今のマスコミでも、国内、国外問わずこうした油濁被害が報道されており、他人事では済まされません。

そこで、質問事項の1、厚岸湾、厚岸湖に油濁等の流出被害が発生した場合の流れ、いわゆるフローについてお示しいただきたいのであります。1つには指揮体制、2つには連携体制、3つには対策資材の設置状況についてお願いいたします。

次に、第2点目は、「こちらは防災厚岸です」の防災無線の情報活動についてであります。

最近は主なもので、役場、福祉課を初め各課及び教育委員会、町立病院、あみか21、情報館、児童館、海事記念館、水鳥観察館、ネーパール厚岸などを中心にさまざまな情報を流しておられますが、肝心の防災に関する情報がいまいち不足しているのではという批判があることも事実であります。そこで1つには、地震、災害、気象情報等町民に周知することについて欠如はないかどうか。2つには、情報の視点についていま一度考えてみてはどうかという点について見解をお願いいたします。

次に、第3点目は、町立病院は地域住民の命と健康を守る大切な医療機関であります。本病院の各診療科、医師体制の見通しについてであります。各診療科での

現況と今後の見通しについてご説明をいただきたいのであります。

以上で、第1回目の質問を終わります。

議 長
町 長

町長。

15番、菊池議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の厚岸湾、厚岸湖に汚濁等の流出被害が発生した場合のフローについてであります。質問者の言われるとおり、厚岸湾及び厚岸湖は、各種の養殖漁業を初めとする漁業資源の宝庫であり、油流出等の災害事故が発生した場合の影響は極めて大きいものがあります。このことから、漁港等における船舶火災やタンカー等の事故、または臨港区域や陸域での危険物施設等の災害に対処するため、厚岸町地域防災計画の中に漁港等災害対策計画を作成しており、この計画に沿って海上保安部を初めとする各関係機関等が連携した応急対策がとられることになっております。

災害時の指揮対応につきましては、大規模な災害事故の場合は、当然に町災害対策本部を設置することになりますが、これに至らない小規模な流出事故等にあっても、厚岸町が指揮総括管理を担い、関係機関と連携して対応することになります。

油流出事故発生時の初動態勢としては、まず、地元の漁業協同組合や消防、警察機関などと連携し、水難救済会や危険物施設事業所などの応援協力を得て、流出した油の拡散防止処置や火災危険防止に当たり、さらには海上保安部や北海道などの関係機関や団体に対応を求めることとなります。

対応資材の備蓄状況につきましては、役場倉庫、消防署、漁協及び町内各事業所に保有されている、総数で申し上げますと、オイルフェンスが800メートル、油処理剤2.8キロリットル、油吸着マット1,890枚、油吸着剤685キログラムとなっております。

続いて、2点目の防災無線の情報活動は現況の方法で続けるのかとのご質問でございますが、この厚岸町の防災行政無線は、災害等に起因した電気供給停止により、町民がテレビ等からの情報を得られないことを特に想定して設置されたものであり、災害、その他緊急時における情報の伝達と町の広報活動の円滑化を図る目的で使用されるものであります。

この無線施設を使用して行う業務につきましては、厚岸町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の第3条で、1つ、地震、風水害及び気象予警報の伝達や

避難の勧告、指示等災害情報に関すること、2つ、行政事務の円滑な遂行を図るための行政広報に関すること、3つ、地域住民の生命、財産の保護に関すること、4つ、その他町長が特に必要と認める事項と規定されており、これに基づき運用しているところであります。

地震、災害、気象情報等、町民に周知することについて欠如はないかとのことでありますが、特に海岸線を有する本町の場合は、津波災害を最も警戒しなければなりませんので、津波警報はもとより、注意報発令時にも防災無線での情報伝達を行ってきております。また、その他気象情報につきましても、数多い情報の中から必要なものを判断して周知を行ってきているところであります。

防災無線なのだからもっと気象情報など肝心の防災に関することを流すべきではないかとの声も聞いておりますが、すべての注意報等の気象情報を防災無線で流すことはかなり多くの周知回数となり、受ける側のなれにより注意力が薄らぐことも危惧されるという一面があります。

このことから、これまで防災無線での災害情報につきましては、被害の危険性が高いもの、地域として注意を喚起する必要があるものなどを判断して周知を行ってまいりました。今後におきましても、防災情報を発信する側としては、この判断を誤らないよう十分に留意しながら適切な情報を発信してまいりたいと存じますので、ご理解をお願い申し上げます。

また、情報の視点についていま一度考えたらどうかのことですが、これは定時の通信放送で流れる行政広報についてのことと存じますので、これに関してお答えをいたします。

防災無線で流れるいわゆるお知らせにつきましては、その量が多過ぎるという町民の声がある一方で、タイムリーな情報を歓迎する町民の声もあります。防災無線は、行政情報を地域全体にお知らせする面で効果的な手段であり、せっかくの設備でありますから、その有効な活用も大切だと思います。しかしながら、役場からの放送を一方的に聞いていただくシステムですので、不特定多数の町民にお知らせしなければならない事項や、うっかり大切な手続などを忘れないためのタイムリーな放送に限定するようしております。さらに、定時の放送時間は1日に2回、各3分以内とし、お知らせする事項も1つとするよう調整して、できるだけ簡潔な内容にするよう心がけております。自分に直接関係のない放送内容を聞くことは、煩わ

しさを感じられることもあろうかと存じますが、町民皆様のご理解をいただきたいと存じます。

3点目の町立病院の医師体制について、現況と見通しについてのご質問ですが、現在の町立病院医師体制につきましては、内科2名、外科2名、小児科1名の5名体制となっておりますが、12月末日で小児科医が退職することとなっているために、医師数としては常勤医4名となります。

町といたしましては、一昨年（平成25年）の整形外科医、本年2月の内科医の転出に伴い、関係大学等に赴き、積極的に補充に努めてまいりましたが、現状ではいまだ補充を見ておりません。転出される小児科のことにつきましては、所属されている東大小児科医師連合に対し継続的な派遣を要請しておりますが、全国的に小児科医そのものが不足している状況の中、直ちに補充されるという見通しは立っておりませんが、当面乳幼児健診、学校健診等の公衆衛生活動に対しましては協力をしていただけることになっております。

内科医に関しましては、平成15年9月ごろに高知医科大学から1名派遣されることが内定しております。また、旭川医科大学第3内科、旭川医科大学第2内科にも医師派遣についての働きかけを行っており、札幌医科大学からは月に1度循環器内科の診療援助をいただいていることはご承知のとおりでございます。

整形外科につきましては、現在道東地区で勤務されている医師が整形外科を担当していただこうということで、招聘に向け全力を傾注しているところであります。

ご指摘のとおり、町立厚岸病院は地域住民の命と健康を守る大切な機関であるとの認識については全く同感であります。開設者である私たちといたしましても、町立病院医局とも常々医療の質の向上につきまして協議を重ねており、その一環として月1回の脳外科診療、同じく月1回の透析専門医による透析部門の診療管理を行っております。

いずれにいたしましても、今後も関係医科大学等に対し、医師の安定供給について継続的に働きかけを行ってまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

議長

15番、菊池議員。

15番

初めに、油濁被害発生時のフロー、指揮体制、連携体制、資材対応について、ただいまお答えをいただきました。

予測される事態といたしましては、厚岸湖にはサケ、マス、サンマ等の小型、中型、大型沖合漁船と、時には小型のタンカー、輸送船などの出入りや、台風や波浪警報時の大しけなどの避難港としての外来船の停泊などもあり、不測の事態が発生しないとは断言できないわけであります。

通常考えられる当町の汚染源といたしましては、1つには生活系、2つ目には工業系、3つ目には畜産系とありますが、突発的には事故系、いわゆる有事系も考えられるわけであります。あってはならないことではありますが、緊急性を要した場合を想定し、その対応について私は今質問しているわけですが、そこで、指揮体制、連携体制はどうなるのか、そしてまた、資材はどうなっているのかということでも今質問しているわけですが、ただいまは、海上保安部、厚岸漁業協同組合、救難所、北海道、危険物関係というお答えをいただきましたけれども、その中に……消防もありましたね、連携体制の中に水質汚濁防止協議会、その中の油濁部会とか、石油業組合とか、あるいは建設業協会とかという、それらの連携等ははどうなっておりますか。

それから、資材対応についてでありますけれども、万が一油が流出した場合、オイルフェンスなど資材対応についてでありますけれども、厚岸湾と湖は潮の干満時に潮の流れが特に早いので、早期の初期対応が求められます。そこで、機敏な対応が求められるわけですが、指揮体制、連携体制、資材対応について、常に万全の備えをお願いしたいところでございます。

次に、防災無線でありますけれども、まず、太平洋の沖合を台風や低気圧が発達し、高潮が起きて、さらに満潮時が重なったとき、町内の道路や浜が水浸し——冠水ですね——あるいは波浪で砂浜が削られるような事態が予測されるときなど、テレビやラジオなどとは別に、厚岸町独自の情報を周知することが防災無線の活用として必要ではないかと思えます。住民は仕事もしているし、車で走行したりするので、注意を促すことが必要ではないかと思えます。

特に最近では、先ほどよりずっと昨日、今日と話があっておりますけれども、水浸しの道路を走行し、廃車に追い込まれた被害者もいると聞いています。昨日の答弁で田辺課長が、車の被害が重大、うちエンジン被害1台、このときの予告周知は防災無線はしなかったと、今後したいと言っておりました。冠水になってから一時的に通行どめし、チラシで周知したいとか、内部協議では、注意を促す防災無線を

活用していくということで回答があったようですけれども、事が起こってからでは対応がおくれていると思います。視点を考えるとは、このことを取り入れようと思って私は発言しているわけでございます。

先日のように、地震が国内各地で同時間帯に発生したときなど、北海道とか東北、関東などでありましたけれども、震度や津波警報、注意報などテレビやラジオより若干おくれても、厚岸町独自の情報を流すことも必要ではないかと考えます。また、山の斜面の土砂崩れや治山工事が必要と思われる山の崩落の危険性を予告し、避難を呼びかけるなどの情報なども必要ではないかと思えます。このように、情報の視点を災害予告の方にもっと意を向けて取り上げる姿勢が求められるが、どうでしょうか。

それと、広報厚岸で対応できるものや、例えば児童・生徒・父母行事の場合、各学校通知でできますし、また、町広報とともに時間、場所などの載った月別の主な決定されているものであれば、町行事予定一覧表を配布するとか、突発的なものは防災無線で情報発信し、できるだけ省くようにしてはどうかという点であります。

次に、町立病院についてでございますけれども、医師確保の見通し、これにつきましては、町長より先ほどご答弁がありまして、常に関係機関に派遣要請中あるいは努力中ということでございますが、確保には万全な体制をお願いしたいと思います。小児科の将来、それから整形外科等の医師の確保が不安との話がありましたけれども、この点につきましても、確保には万全の体制をお願いしたいと思います。

それと関連して、ここでちょっとお聞きしたいと思いますけれども、町立病院から釧路市内の病院への救急車搬送された回数を押さえておりますでしょうか。私独自の調査では、救急車の出動回数が平成11年度は 360回、うち搬送、転送が88回、平成12年度救急車の出動回数が 408回、うち搬送が 119回、13年度は 373回、うち搬送が 115回、14年度は、出動回数はまだ出ておりませんが、搬送が10月末現在で 105回、こういうように、釧路市内の病院への救急転送ですが、平成12年度から特にふえております。これは、搬送が多過ぎるのではないかと思いますけれども、この中で町立病院で対応できないもののほか、できるものもあったのではないかと思います。中身はどうか。厚岸町では3億円近い額を一般会計から繰り出しております。これからの財政に影響してくるのではないかという点、いろいろと考えて運営すべきではないかという点について、見解をお願いいたします。

議 長
総務課長

以上、2回目の質問を終わります。

総務課長。

お答え申し上げます。

まず、1点目の油濁の流出事故の見解でございますけれども、これの連携体制、指揮体制につきましては、先ほども町長も申し上げておりますけれども、基本的にはいろいろな機関が集まってきまして、それぞれ対応をしていくという形になるかと思えます。それが実態的でありますし、厚岸町のやはり役割の大きな部分というのは、そういった部分での連携、いわゆる協調体制をとるための連携業務に当たる、これが大きな役割になってくるというふうに思っております。

こうした中で、実際に被害があった場合の例なども申されておりましたけれども、やはり今地元で持っているいわゆる対応する能力、これを十分に発揮していかなければならない。そのためには、消防機関で持っている機材、技術、それから漁業協同組合のそれぞれの持つておられる漁民の方々の協力、それから水難救済会の持つて持っている資材、技術力、こういったものをやはりフルに活用しながら対応に当たっていくということでございます。

先ほど建設業協会はどうなのか、それからいわゆる油濁防止協議会の部会というようなお話もありましたけれども、当然町内にあります、油等を所有している危険物施設、こういったところでもオイルフェンスであるとか、それから先ほど言いました油の吸着剤、それぞれの事業の自己防衛のための資材でございますけれども、そういったものも所有してございます。こういったものも動員いたしまして対応していくという形になるかと思えますし、当然協力を求めながら対応していくこととなりますので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

それから、当然厚岸町の場合は、湖を持つておまして、潮の流れが速いという部分、こういう部分から考えますと、やはり流れました油を拡散させないという部分に力点が置かれる、こういうことになるかと思えます。そういった部分での効果というのは、現在のところオイルフェンスが一番効果があるというふうに言われているわけでございますけれども、こういったオイルフェンスの早期の展開、こういった部分に十分配慮といいましょうか、そういう部分がまず優先的に活動に当たる、こういうような方策になってまいります。

続きまして、防災無線の活用関係でございます。

先ほども町長の方からもお答えさせていただいておりますように、防災無線、やはり住民に必要な、もっと注意を喚起してほしいというものについては、大いにと申しましょうか、逆に積極的に活用していかなければならないと、このように私も思っております。1つの例といたしまして、本日、一般質問それぞれの中で港町の冠水事故がございまして、これらにつきましては、大きな雨等がない中で起きたという部分もございまして、結果として放送ができなかったという状況がございまして、これは申しわけなく思っておりますし、そういった反省の中から実は、先ほどからる説明しておりますとおり、この冠水の始まった状況あるいは通行規制の関係の情報、こういったものをやはりタイムリーな住民の生活に密着する情報として流していきたいと、このように考えております。

それから、いろいろな例えば地震の発生したときのお話も出ておりましたけれども、やはり情報をご案内のように例えば地震の震度、震源地の情報というのは、テレビ、ラジオが非常に早いわけです。私どもも、その情報を得るのも、やはりテレビ等の情報でございまして、注意報が出た、警報が出たという場合についてはすぐ流すような段取りをしております。ただ、どうしても例えば日中でなくそれも夜間であるとか、そういったような形になりますと、時間的に相当時間がたってしまう。例えば5分後、10分後にただいまの震度が幾らでしたというふうに流すものが、果たして住民にとってどうなのかというような部分も実は考えております。

そういった中で、やはりこういう特に津波の関係、これが大きく影響されますので、そういう津波のおそれがある場合、これにつきましては、できるだけ早い情報として流すように心がけておりますけれども、すべての地震情報あるいは気象情報を流していくという形になりますと、本当にほぼ毎日のような気象情報が入ってきております。そういった中で、少なくとも注意報でなく警報、こういったものについては、内容にもよりますけれども、その辺を選択しまして積極的に流していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、一般の放送の関係でございまして、これは、非常に難しいといいたしうか、一方ではうるさいと言われますし、一方からはもっと流してほしい、もっと詳しく流してほしいというような情報でまいります。私どもの方も、総務の方でこの情報の放送の内容については一括管理、調整を図らせていただいておりますが、

原課の方に見てみると、少しでも多くの町民に参加してほしいというような思いの中から、もう少し中身についても詳しく放送してほしいというような、一方では要望もございます。

しかしながら、私どもは、出ておりましたけれども、広報の媒体であるとか、あるいは通知の媒体であるとか、そういうものがありますので、こういったものがいつどこで何があるという、いわゆる簡素化した情報としてやはりタイムリーに流していきたい。ただ流すんであっても、先ほど言いますように、一方的な放送になりますので、たくさんある情報の中から優先するものを1本というような絞りをしまして、時間帯、朝流せば夜は別なもの、こういうような形の中で調整させていただいておりますし、また、文章の中身についてもできるだけ簡素化して、いつどこでどういうものがあるのかというような部分を要約するような形の中で流させていただきますので、ひとつご理解をいただきたいなど、このように思います。

以上です。

議 長
病 院
事 務 長

病院事務長。

医師確保体制のご質問のお答えを申し上げたいと思います。

今ご質問のとおり、確かに小児科が11月いっぱい診療を中止されまして、欠員となるわけでございます。それは町長からお話させていただきましたように、これは将来を担う子供の健康、命を守るために、やはり小児科医の確保が急務と考えておるわけでございまして、前小児科医が所属いたしておりました関係機関等と一層連携を密にしながら医師確保に努めてまいりたいと思いますし、整形の方につきましても、先ほど町長のお話がありましたように、道東に勤務されている先生が勤務してもいいというようなお話の中で、今積極的に招聘に努めているところもございます。

また、先ほどの救急にかかわる釧路の搬送のことのご質問でございますけれども、ご質問者がおっしゃるとおり、年間100件以上の釧路に搬送されている実態がございます。この内容につきましては、当然医師が判断をして搬送するわけでございますけれども、内容はほとんど脳神経関係とか循環器、そしてまた整形の患者が多いわけでございまして、特に当病院では対応できないような状態にある患者に対しまして、特に脳神経は釧路労災、整形は東北北海道病院とか、それから循環器は釧路市立病院と、そういう連携をとっておりますので、そういう中で搬送をしているのが

実態でございます。

議長

15番、菊池議員。

15番

油濁の件でございますけれども、厚岸湖、厚岸湾の関係でございますから、漁業に目を向けますと、厚岸湾、湖内沿岸漁業のデータ調べを今やってみたんでございますけれども、1990年の7月ごろの広報厚岸では、特集「今だからこそ考える、厚岸湾、厚岸湖の環境」ということで出ておりますが、ちょっとこれは7月ごろでございますけれども、ここに厚岸湾、湖や海の畑ということで、このように詳細に載っております中に、厚岸湾、湖内沿岸漁業の水揚げ関係の資料が載っております。これは釧路水産振興会、当時の釧路支庁の関係だと思っておりますけれども、釧路水産振興会の調べで、厚岸湾、湖内沿岸漁業の当時昭和63年の水揚げで、数量で26万トンのうち湖内、沿岸では7,000トンの水揚げ、金額で110億円のうち47億円の水揚げ金額、関係漁家数は町全体で700余りのうち95%を占めるということで、湖内、湾の沿岸漁業に携わる14年前の資料がこうでございますけれども、去年の平成13年には、数量で3万9,000トンのうち1万3,000トン、金額で83億円のうち50億円、全体の60%、関係漁家数は町全体で600余りのうち96%を占めると。これだけ厚岸湾、厚岸湖に依存する漁業者が多いということで、また、漁業生産高があるということでございます。もしも非常事態が発生したならば、漁業への影響ははかり知れないものがございます。

当時昭和63年、今から14年前、北洋漁業が衰退の道を歩んでいた時代に、改めて厚岸湾、厚岸湖の重要性が増しているとして、14年がたった今、水揚げ数量及び金額の割合は明らかに数字を通してその重要度があらわれている今、湾、湖を災害から守らねばならないということでございます。

次に、防災無線でございますけれども、防災無線は地域住民の防災の頼りでありますから、予報を通して生活を守る情報源としていただきたい。

3つ目に、町立病院は地域住民の健康を守るという点で、医師確保と安定した経営を望むものであります。

以上で、私の3回目の質問は終わります。答弁があればいただきたいと思っております。

議長

総務課長。

総務課長

油流出事故の対応という部分につきましてでございます。

厚岸湖、それから厚岸湾、こちらでの水産資源の重要性といたしますのは、私ども

も十分理解をしておりますし、ここで一たん大きな事故が起きると死活問題になる、町の存亡にかかわるといふような面も理解をいたしておるわけでございます。事故のないようにすることも当然大事でありますし、万が一事故が発生した場合における体制、こういった部分につきましては、先ほども申し上げておりましたけれども、万全を期すように連携を図ってまいりたい、このように考えております。

それから、防災無線、こちらにつきましても、いろいろ町民の方からお話も伺っております。適切な情報を出せるように心がけてまいりたいというふうを考えております。

議 長 病院事務長。

病 院 事務長 ご質問者のおっしゃるとおり、医師確保体制については、一層充実に向けて努力をしてみたいと思います。

議 長 以上で、菊池議員の一般質問を終わります。

次に、6番、真里谷議員の一般質問を行います。

6番、真里谷議員。

6 番 本年度第4回目の定例議会に際しまして、先般ご通告を申し上げておりました大要2項目にわたる内容について、町理事者のご見解を承りたいと存ずるものでございます。

まず、中小企業及び商店街の活性化のための課題についてでございます。

本年9月度の定例会においても同じような質問をさせていただいておりますが、不況下の現在、中小企業及び商店の経営は深刻と考えられておるわけでございますが、町自治体として、今年としてはどのような対応策を実施されたかということでございます。その点についてお聞かせをひとつお願いいたしたいところでございます。さらに、今後については、どのように取り進められようとしているのか、お聞かせをお願いいたしたいのでございます。

次に、高齢者福祉の充実についてでございます。

現在、当町にあります高齢者事業団で働く高齢者の方々が年々多くなってきておるわけでございます。仕事の内容としては、夏場の草刈りが一番多く、たまには重機が入れない空き家の解体作業が二、三件くらいということで、6月から10月まで5カ月間の期間で、仕事ができる日数も月に8日から9日くらいの内容となってい

るようでございます。

したがって、高齢者事業団で処理対応できる仕事をふやすことはひとつできないかということでございますが、この点についてのご所見をお聞かせをひとつお願いしたいところでございます。

次に、当厚岸町においては、65歳以上の高齢者人口が年々増加の一途をたどってきておるわけでございます。特に65歳以上の独居老人家庭は 438世帯ということでございます。これは本年11月末の数値のようではありますが、今後ますます要介護者がふえていくことは必至の状態でございます。したがって、現在介護に従事されておられますホームヘルパーの増員は必須であるわけでございます。現在の体制と今後の見通しについてもお考え方をお聞かせをひとつお願いいたす次第でございます。

最後に、特老待機の人数が年々増加の一途をたどってきておるわけでございます。現在の待機の方は約90人と伺っておるわけでございます。町立病院以外の療養型介護病床も満床であり、常に七、八名くらいの待機の方がおられることであり、この対策は必要であり、経費老人ホームの建設とか、さらにはケアハウス、生活支援ハウスの必要性がどうしても出てくるわけでございますが、この点についてのご見解をお聞かせをお願いいたしまして、私の第1回目の質問とさせていただきます。

以上でございます。

町長。

6番、真里谷議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の中小企業及び商店街活性化のための課題についてのご質問にお答えをいたします。

不況下の現在、町内中小企業、商店の経営は深刻と考えられるが、町として今年はどのような対応策を実施されたか、さらに今後の対策について伺いたいとお尋ねであります。長引く景気の低迷の影響を受け、質問者がおっしゃるとおり、町内の中小企業、商店の経営は大変深刻なものがあるかと存じます。特に地元経済に大きな影響を持っていた公共事業の減少は、建設業従事者等の雇用の場を狭め、個人消費の冷え込みと連動して、打開の糸口さえ見出せない状況となっております。

これまで町としては、地場産業の振興に向けた各種施策を積極的に取り組んできており、また、公共事業の地元発注や各種事務用品の地元調達を心がけてきております。さらには、商店街の活性化を図るための、中心市街地活性化基本計画の策定

議 長
町 長

を行うなどの商業振興策にも取り組んでおります。また、町内の中小企業の育成や経営の合理化を促進し、経営の安定化を図るための支援策として、厚岸町中小企業融資や厚岸町小規模商工業者設備近代化資金など町独自の制度に加え、北海道中小企業総合資金融資制度の活用を促進などを図り、金融機関に対しましても資金運用の業務の円滑化を求めてまいりました。

しかし、何といたしましても今一番望まれるのはやはり景気の好転であり、現在の町の立場からは、国・道に対し、景気浮揚対策を緊急課題として進めてほしいという陳情要請活動を進めているところであります。

このように、大変厳しい情勢の中にありますが、この難局を乗り切るために、町内において経営に携わっておられる方々は懸命な努力を重ねておりますことは十分に承知をいたしております。こうした自助努力に対しまして、経営指導の立場にある商工会との連携をより深め、でき得る支援に努めてまいりたいと存じます。

次に、2点目の高齢者事業団で働く高齢者が年々多くなってきているが、仕事量が少なく、働く期間も短い、仕事の確保等についてさらなる応援はできないかとのご質問であります。高齢者事業団は、昭和63年発足以来14年が経過しておりますが、発足当時と比べて現在では、団員は20から四十数人となり、倍になっております。また、受託収入は300万円から2,450万円となり、8倍強となっております。特に平成10年度から平成14年度までの5年間は、受託収入が2,000万円台で推移し、とりわけ平成13年、14年度では2,400万円強となっており、このうち90%以上が公共事業であり、順調に推移していると考えております。

また、団員については、各年40人前後で推移しております。しかし、高齢者事業団では、受託収入は一定程度確保しているものの、団員の1人当たりの作業能力量が向上している状況から、団員の配分金が減少してきており、これらの対策としてさらなる仕事の確保も必要であると考えております。町といたしましても、これらの状況を踏まえ、高齢者事業団に対する支援についてさらに配慮してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、独居老人家庭が年々ふえてきているが、さらなるホームヘルパーの増員が必要と考えられるがどうかのご質問であります。平成14年11月末現在、ひとり暮らしの高齢者は399人で、昨年同時期と比較した場合13人の増加となっており、このうちホームヘルパーを利用している方は31人で、ヘルパー利用者の約30%を占

めております。ホームヘルパーによる訪問介護サービスは、介護保険サービスの中でも大きな比重を占めるもので、9月給付実績では81人が利用され、在宅生活を行う上で重要なサービスと位置づけられており、厚岸町社会福祉協議会の21人のホームヘルパーで町内すべてのサービスを提供しております。

ホームヘルパーの増員につきましては、利用者のニーズに基づき必要とされるサービスが提供できるよう、事業の実施主体であります厚岸町社会福祉協議会が毎年計画的に増員を図っております。また、ホームヘルパーとして働くことができるよう養成研修も実施しており、前年度までに55人の2級資格を有するホームヘルパーを養成しております。町といたしましては、見直しを行っている介護保険事業計画においても、訪問介護サービス量は年々増加を見込んでいることから、需要と供給のバランスを保ちながらホームヘルパーの増員が図られるよう、必要な支援をしていきたいと考えております。

次に、特老入所希望者が多く、待機が年々ふえてきているがというお話ですが、今後の対応策について申し上げます。

11月1日現在、特別養護老人ホームの入所申し込み者は60人となっており、昨年の同時期と比較した場合、17人の増加となっております。釧路管内には特別養護老人ホームが10施設あり、ベッド数は740床となっておりますが、すべて満床の状態であり、入所申し込み者の実員も1,460人となっております。特別養護老人ホームについては、国が示している参酌基準を基準に整備が進められますが、釧路管内において大幅なベッド数の増加は見込めない状況となっていることから、今後も待機は増すものと想定されます。

この待機者の希望者としては、すぐにでも入所したい方から将来にわたり入所したい方まで、その状況はさまざまであることから、現在北海道老人福祉施設協議会が中心となり、より必要度、緊急度が高い方から入所ができるようガイドラインの作成を行っている最中で、特別養護老人ホーム心和園及び保健福祉課において、その内容の検討を行っているところであります。

また、老人性痴呆により在宅生活が困難な方に対しましては、現在、町内民間事業者において痴呆性老人グループホームの建設が予定され、町においては、ひとり暮らしが困難な方に対する生活支援ハウスの建設を検討しております。特別養護老人ホームの入所申し込み者が増加している反面、入所定員の関係上、迅速な入所が

極めて困難なことから、より一層の在宅サービスの充実を図り、できる限り在宅で生活ができるよう各種制度の充実を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長
6 番

6 番、真里谷議員。

中小企業、商店街の活性化の課題につきましては、前にもいろいろお尋ねをしているわけですが、私も町内の中小企業とか、あるいは商店街の方々といろいろお会いしている中で、深刻だと。まず仕事がないんだと。仕事はない、もう前から見たら何分の1ですよ。だけれども、やはり仕事をするには、ある程度の人員を確保しなければいけないんだと、仕事があってもなくても。ということは、いっとうい仕事が出るかわからないから、仕事が出てから人を集めたってなかなか集まらないから、常にそういう体制を整える必要があるので大変なんだと、こういうことですよ。そうですよね。結局、厚岸だけではないですよ。日本列島全部不況下ですから。厚岸町だけが際立っているんだというわけではないんです。でありますけれども、大変だと。みんな中小企業、零細企業あるいは商店街の方々はそのうふうにより話をしております。

それで、そういうことを町にお願いしたって、結局抜本的な対策なんていうものはできるものじゃないよと、そっちの方もちゃんとわかっているんです。けれども、何というのか、資金繰りが一番困るよと。前みたいに銀行が来て何とか使ってくれないかというのではないというんです。やはり貸し渋りの状態というんですか、やはり貸し倒れては大変だということです。ですから慎重で、前とは全然違いますよと。そういう面で、町サイドとしてそういう関係の、何というんですか、バックアップというのももっと強力にやっていただきたいなど、そういう声は強いです。

ですから、本当に、そして今、物を売っても利益が少ないんですよ。僕も商店経営の店員をいろいろなあれで20数年やっていたけれども、昔は本当に利益がありました。25から2割以上なかったら経営は維持できないです。だけれども、今10%利益を得るということは大変だということです。これは商店街の僕が親しくしている人がいまだに言っています。薄利多売だと。ところが物が売れないという。薄利であって多売しなければならんのだけれども売れないということです。品物があふれているからね。釧路へ行けばもうこういうふうになるんだからこういうふうにしなさいと、お客さんから値段をつけられる。10%割るんだと。それでも店を閉め

るわけにいかないから、何とか店員を使わないで身内だけでやっているんだという、そういう商店街の方々がほとんどなんです。深刻ですよ。

ですから、結局もっと金融面の銀行関係、この関係のバックアップというんですか、後押しというんですか、資金繰りが大変なんですね。そういう面で、今日でもって今年はこのことをやりましたと。中小企業とか、あるいは商店街の方々に對して、こういうふうなことでこういうふうには今年はやりました、来年度についてはこういう計画でおりますよと、こういうふうにきちっと示していただきたいんです。何も強制しているのではないんです。町自治体としてやるべきことはきちっとやっていただきたいということなんです。この点について、もう一つお聞かせをお願いしたいと。

それから、民間の企業を繁栄させるということです。1つの例を挙げれば、厚岸町で直接管理している給食センター、あるいは森林センター等が今職員張りつけで町直営でやっていますよね。こういうところはどんどん民間に開放していくべきなんです。そして、民間に開放していくと、民間の人たちは専門家がいますから、こういうところにこういうことに対する。本当に真剣にもっと積極的にやってくれることは間違いないんですね。何も給食センターだから、森林センターだから、町で直接やらなければいけないという法律はどこにもないんだ。そうじゃないですか。そういうところをどんどん、どんどん民間に開放して、民間に活力を与えるという、そういう政策をとるのが地方自治体の務めじゃないですか。

給食センターは衛生管理がなかなか大変だ、だから民間にそんなに簡単に委嘱なんかできないよというのではないんですよ。今民間の方がずっと勉強しているんだ、苦労しているから。今そういうところを全部開放した方がいいですよ、民間に。何も町独自でやれということではないんです。そういうところを開放して、そして民間の優秀な業者がたくさんいるから、そういう資格を持っている人もいるから、そういう人たちにどんどん開放してあげる。そして民間に活力を与えてあげる、これをやるのが地方自治体の責務じゃないですか。僕はそういうふうに考えますが、どうなんですか。

それから、高齢者福祉の充実ということでございます。

高齢者事業団、これは僕たちの知っている人もここに行って働いているわけですよ。高齢者事業団の方でも仕事を拡大するために一生懸命努力をなされているわけ

でございます。ところが、毎年だんだんふえていくんですよ、民間に仕事がないから。高齢者といったって65歳以上を一応言うんですけども、高齢者って、元気な、体の丈夫なそういう人が今どんどん厚岸で多くなっている。管内で長生きしているのが厚岸町といったら最高なんだものね、町長。いいところなんですよ、厚岸だって。気候、環境がいい、食べるものは山菜の生きのいいやつを食べるでしょう。長寿者が一番多いんだ、厚岸町というのは。お調べになったことはございますか。本当なんですよ。僕はほらを吹いているのではない。

ですから、まだまだ70歳、60歳なんてばんばん働く人がいっぱいいるんですよ。だから、高齢者事業団で働く人がだんだん多くなってきているんですよ。大体あそこへ行くと6時間ぐらい働いて7,000円かそのぐらいになるんですかね。草刈りとか、あるいは空き家の解体とかそういうことをやるわけでございますけれども、月に10日足らずですけども、結構な高齢者のこづかいではないですよ、生活費なんです。そういうことですから、うんと仕事が欲しいんですよ。僕はあそこの働いている人からよく状態を聞いているんですけども、仕事が欲しいなど。年に5カ月、月に7日間か8日ぐらいの働きで5カ月ぐらいではあれだなど、もっと仕事が欲しいなど、そういう状態なんです。

ですから、町の方としても、もっと仕事量を与えていただきたいんです。例えば今道路わきの花とか木を植えているのは業者に委託しているんですよ。先っちょを切ったり何だりして業者に委託しているようでございますけれども、高齢者事業団で働いている人の中では、そういうことをきちっとやれる人がたくさんいます。そういう仕事もそういう高齢者事業団に渡していただいて、そして、そういう道路の木とかあれを植えている、盆栽的な仕事を業者にやらせているんですけども、ああいう仕事もひとつ高齢者事業団の方に回していただきたいなど。それから、そのほかのことについても、いろいろな技術を持っている人がたくさんいます。

ですから、地元のことは地元の人がやる。何も特定の業者を頼んでやるというのではなくて、どうしてもできないものは仕方がないけれども、そういう方々のあれをもっと積極的に仕事をひとつふやしてあげると。僕が知らない分野でほかでもあろうと思うんですけども、そういうふうのひとつしていただきたいと思うわけでございます。

それから、厚岸町では少子・高齢化という本当に管内でも極端な数値があらわれ

ているんですね。少子・高齢化、少子って、今本当に子供さん産まないです。昨年は95人だというんです、生まれたのは。今年は95人から21人少ない74人しか生まれていないんです、厚岸町で。昔は軍国時代は産めよふやせよと国で奨励してやったけれども、厚岸町が産めよふやせよなんて言ったら大変だわね。でありますけれども、やはり子供を育てることは大変だと。だから1人か2人ですよ。一人っ子が多いですよ、今。大きくなれば今はもう大学4年やるといったら1,000万円以上ですよ、金が要りますよ。だから産まないんです、教育費にかかるから。極端な話ですけれども。

そういう中で、結局、もっと何というんですか、町でそんなことはできないけれども、このままでいったらこれは大変なことになるなというのは皆さんが思っているんです。日本の国がなくなってしまうなど。そういうことでございますから、少子・高齢化の体制をひとつ変えていく闘いというものを一つ一つやっていく必要があると思うんですね。

それから、ひとりで暮らしている65歳以上の高齢者ですね。ひとり暮らし、これが438人、438世帯。そして、毎年1%ぐらいずつ独居老人というのがふえているんですね。そして、独居老人家庭というのは女性の方が男性のひとり暮らしより多いんです。やはり女性というのは生命力が強いから、男性よりも長生きすると言われてる。そのとおりですね。でありますけれども、どんどんふえていっているんですよ。ひとりで暮らす、大変なんだわ。女の人は大したことないのさ。おやじが亡くなったら私はもうこのごろ元気はつらつ、ダンスをやっているのよなんて。僕も知っているんだから。そういう人がいるんだから。ところが、男というのは、奥さんがなくなったら本当に弱いですよ。僕もその一人なんだ。だから、実感としてよくわかる。炊事、洗濯、何もかにもやる。台所に立つなんか大嫌いだけれども、立たなかったら生活ができないから、米をとぎ、野菜を切り、メニューを考える、こんなつらいことはないね。

だから、結局、特老でもそういうところへ入りたいというのは当たり前なんだ。わかるよ、僕は。女の人は大したことないかもしれないけれども、男の人というのは大変なんだわ。高齢になってからひとりで暮らしていくということは。ですから、おひとりでのお住まいになる高齢者が438世帯がある。これについては、どうしても独居老人に対応できるものをつくっていくのが、これは町の理事者として当たり前

ですよ。

今は緊急度の高い人から入所させているとか、あるいは特老の待機も10人増加したとかとおっしゃっていますけれども、やはり平成7年には特老の待機は26人だったんですよ。今はもう3倍ぐらいになっている。87人だ。それから、病院の2階の介護保険適用者19名と医療保険適用者23名、42床のベッドに対する待機というのがいつも7人も8人もいるんだよと、そういう状態になっているんですね。ですから、受け入れ態勢をつくるということは、前回もいろいろお話をしたわけでございますけれども、必要なんです、どうしても。いつまでも同じようなことを言っていられないですよ。

ですから、特老を増設するなんて簡単にできなかつたら、別な方法でやはりそういう対応できるものをちゃんとしなかつたらいけないんです。ケアハウスですね。軽費老人ホームまでいなくても、ケアハウスですね。そういう施設はどうしても大切なんです。必要なんです。施設のケアハウス、生活支援ハウス、ケアハウスですね。施設の設置は困難なため、町営住宅の一部を高齢者用につくり、ホームヘルパーを派遣し、緊急システムを設置し、高齢者が安心して住める住宅建設を図る。居宅において生活することができない高齢者が低額な料金で利用することのできる施設であるというのが、このケアハウスですね。これをあれしなかつたらどうしようもないです。

特老は90人近い人が待機だ。どっち向いたって、それから北海道の各町村同じような状態なんです。浜中だってそうだよ。待機は何人いるのと僕は聞いているんだわ。厚岸みたいではないけれども結構いるんですよ、待機待っている。北海道じゅう全部そういう状態なんだ。待機何とか入りたい。だけれども、こうだから入れないよ。厚岸から留辺蘂まで、入れないから行った人もいるんだわ。厚岸から留辺蘂の特老にね。遠い近いは言っていられないんだわ。本当は厚岸に入りたいんですよ。だけれども、向こうのはるかかなたの空遠くなんて歌にはないけれども、あるのかな、そういうところまで行かなければならないんだわ。人のふんどしで相撲をとるなんていうたとえがありますけれども、やはり地元のことは地元で対応すると。だから、生活支援ハウス、こういうものをつくる必要があるんです。

一応2回目を終わります。

議 長

商工観光課長。

融資及び金融機関についての町のバックアップについてと、今年に対応策と今後の対策についての質問についてお答えいたしたいと思います。

まず、町の融資の支援状況でございますけれども、現在中小企業の育成振興並びに経営の合理化の促進を図るために、町が保証料の補助を目的に制度化してございます。融資枠は1億5,000万円ございまして、それは運転資金と設備の資金の確保でございます。それで、それに伴いまして保証協会の保証料を補助する内容でございます。ちなみに、現在の平成14年度の融資利率でございますけれども、5年以内の償還につきましては2.5%以内、7年以内の償還につきましては2.7%以内ということで、金融機関と契約を結んでおります。平成14年度の融資額でございますけれども、11月末現在9件、融資額3,370万円、それに対します保証料につきましては46万9,089円を町の方が補助しております。昨年と同じ月と対しますと、件数では4件、融資額では480万円が減額となっております。ただし保証料につきましては5万8,489円が増となっております。

次に、小規模商工業者の設備のいわゆる近代化資金でございますけれども、これにつきましては、いわゆる小規模商工業者が店舗、機械、器具等の設備の近代化を図るときに資金を貸し付けます。そのときに町が利子補給を目的に制度化したものでございます。これにつきましては、単年度融資枠2,500万円でございます。今年の実績によりますと、平成14年度ですけれども、11月末現在、4月貸付枠は3件、470万円、7月貸付枠3件で1,030万円、12月の貸し付けにつきましては3件で950万円、トータル2,450万円となっております、ほぼ満額となっております。

したがって、今後もこの2つの制度を支援してまいりたいと考えております。

次に、今後の対応でございますけれども、いずれにしても、町長からの1回目の答弁でございましたように、地場産業の振興に向けた各種施策の推進、また先ほど話しました中小企業融資と小規模の融資の関係等の支援、また金融機関に対しても、北洋と大地みらいがあるんですけれども、この2つの機関につきましても、貸し渋り等がないようにスムーズに資金運用を図っていただけるように、さらに求めてまいりたいと思っております。

また、事業者の経営指導の立場にあります商工会ともより一層の連携を保ちながら支援をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

高齢者事業団のご質問についてまずお答え申し上げます。

高齢者事業団につきましては、町長からのご答弁の中でも申し上げましたけれども、ここ数年、特に平成9年からはその団員数が2名程度ずつふえていまして、大きな伸びは見えていない状況でありますけれども、ただご質問者がおっしゃるとおり、絶対量の仕事が大きくふえないから、仕事量がふえないからこういう状況で推移しているのかどうか、私どもは十分承知しておりませんが、順調に今推移しているというふうに聞いております。ただ、最近では高齢者といえども1日当たりの作業をこなす量が多くなってきていますから、そういう意味では、現在の仕事量を十分にこなすことができると、その結果、ご答弁でも申し上げましたように、配分金が下がってきているというような状況を聞いております。

私どもは、第一優先には、この高齢者事業団が安定的に運営できますような方策を続けてまいりたいというふうに基本に据えておりますけれども、街路の花壇の手入れあるいはその他の仕事もあるように今お話を伺いましたので、この辺の団員の方々の作業量と現在の仕事量を十分勘案しまして、事業団の中の方へ相談をしながら、これからどの程度の仕事量が可能なのか、あるいは違う方法での、今申し上げました事業団が安定的に運営されるための方策等々について、十分話し合いをしながら進めてまいりたいというふうに思っています。

高齢者福祉の充実について、ご質問者がおっしゃられる状況であります。年々ふえてまいります。そこで、一つには、施設だけの問題ではなくて、サービスの問題だけではなくて、社会福祉協議会の中で今ヘルパーの養成もいただいて、在宅も強化しておりますし、一方では、町長からご答弁申し上げましたとおり、今町内の民間の事業者の中では痴呆性老人のグループホームもいよいよ建設の方向へ向かっております。

また、独居老人対策としましては、今後町でも生活支援ハウスをやはり検討しなくてはいけないだろう、そういう計画を持ちながら、これらの施設に対する取り組みをしてまいりたい、そのように思いますけれども、私は、特に特別養護老人ホームは身体の機能の低下した方の入居でありますから、一方でそのようなにならないような取り組みを強めなければならないというふうに思っています。そのためには、「みんなすこやか厚岸21」を地域の隅々まで推進することが大切でありますし、この中で、介護予防事業をさらに展開する中で、町民、ご高齢の方が一人も寝たき

りにならないような、元気で生涯を終えるような施策を展開することも大変大切ではないのかな、そんなふうに思っています。

そうはいつでも、こういったサービスを使わなければならない状況に対しては、今申し上げたいいろいろなサービスを充実させながら対応してまいりたい、そんなふうに思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

6 番、真里谷議員。

いろいろ今お答えいただきまして、何もしていないのではない、一生懸命やっているんですよ。本当にそのとおりですよ。一生懸命やっています。本当にどんどん、どんどんふえていきますよね、厚岸の高齢者人口というのは。すごいですよね。22.19%だ、65歳以上の高齢者ですね。管内でも抜群だというんですよ、この高齢者の。23%です。高いですね。厚岸町というのはいいところなんですよ、何回も言いますけれども。物おいしい、環境はいい。物価は安くて。だけれども、ともかく高齢者が多いんですね。

そういうことをございまして、高齢者の方々をちゃんと受け入れる態勢というのを。在宅介護、これは大事なことでございます。何でもかんでも施設に収容すればいいというものではないんです、箱物つくって。在宅介護、ホームヘルパー、2級ヘルパーというのは、厚岸町で努力されまして50人からいるというんですね。大したものですよ。2級ヘルパー。ただ物を買ってきたり、背中をなでたりするだけではないですよ、2級ヘルパーというのは。ある程度体をさわってちゃんといろいろできる、そういう技術も持っているわけです。本当は1級ヘルパーが一番いいんだけれども、1級ヘルパーになれば、札幌へ行かなければ取れないんでしょう。相当講習時間も長いんです。でありますけれども、2級ヘルパーは50人、厚岸町に。

こういう方々をもっと在宅の訪問サービスの回数を多くしてもらいたいと思うんです。今、1週間刻みでやっているんですか。訪問ヘルパーの関係はどういうふうになっているんですか。1週間に何回とか行っているんでしょう。ですから、2級ヘルパーさんが50人いるんだったら、1週間に1回や2回でなくて何回も行くという体制をつくっていただきたいです。そして、じかに会っていろいろなものを聞いたり、そしてあれしたりする、そういうことをどんどん活用してやっていかなかったらならないと思うんですよ。ただ施設に突っ込めばそこにねえならんというのではないんで、やはり在宅介護でそういう手当てをしていくと。1から5まで今あり

議 長
6 番

ますよね。その度合いに応じて、そして介護を託して、そして対応するという体制をもっと強力にする必要があると思うんです。50人もいるんだから、2級ヘルパーさん。そうですね。そういう方々に働いてもらうというのも、そういう体制があるんだから、そういう人数があるんだから、生かしていただきたいと思います。そういう点について、もっと積極的にあれしていただきたいと思うんです。

特老の入居者というのは、もうこれだんだん、だんだんふえていく、入所希望ですね。本当にこれは大変なことなんだな。90人近くいるんです。町外で80%。釧路とか根室の方からのあと20%はあるけれども、80%が町内の地元の施設に入りたいと。

それから、生活支援ハウスですね、この施設は必要でないですかね。どうなんですか。経費老人ホームとまでいかなくとも、これは必要だと思うんですよ。前に僕、お話ししたんですが、生活支援ハウスですね。町の公営住宅を利用して、そしてその一部を高齢者用につくり変えると。新しく建てるというのではなくて、公営住宅を利用して。そして、高齢者用につくり変える。いろいろな障害物をなくしたり、段差をなくしたりするということですよ。そして、緊急システムをそこに設置する。そして、高齢者が安心して住める住宅建設を図るということです。これは生活支援ハウスとって、各所で今やっている状態なんです。それをお調べになったことはあるんですか。北海道じゅうで。何も調べていないの。生活支援ハウスですね、必要なんですよ、これ。特老を増設できないんだもの。経費老人ホームもできないんだもの、簡単に。そうですね。

生活支援ハウス、これを建てて、一遍に2軒も3軒もできないから一つずつやっていくんです。町民の方々に示していく。今年はこれだけのことをやりましたけれども、来年、再来年はこういうふうにしますよと。そういう姿を見せなかったら、やりますよ、やりますよ、今計画中ですと、何年も、5年も、10年もしゃべったって、そんなことを何遍言ったってどうにもならないんだわ。一つ一つやはり実現ですよ。そういうものをやっていかないと。今もうそういう段階に来ているんだ、厚岸町。そして、在宅介護をきちっとやって、そしてどんどん、どんどんふえていく高齢者の方々に対応する。厚岸町だけでないですよ、特老の待機というのはどこでもこういう状態なんだ。だけれども、厚岸は特に多いということです。

ですから、ショートステイとか、ミドルステイとかと一時的に入所する、1週間

とか3カ月とかというそういうあれも、本当はもっとふやせばいいんだけど、それもある程度しかできないと。そういうことですね。ですから、ひとつそういうことで、もっと積極的に対応していただきたいなということです。

終わります、3回目。

議 長
町 長

町長。

私からお答えをさせていただきます。

確かに厚岸町は急速に高齢化社会を迎えておるわけでありまして、全国平均では、65歳以上は18%であります。しかし、厚岸町は、今日では22.4%ございます。私がさきの議会で高齢化率をお話いたしましたときは22.3%でありました。しかしながら、今次既にそのような状況になっておるわけございまして、厚岸町の行政の中でも高齢化対策がいかに重要な課題であるかということは、身にしみて感じておるところでございます。

そういう中で、在宅介護の必要性というものを訴えたわけでありまして、ヘルパーの確保につきましては、厚岸町社会福祉協議会と十分に需要と供給のバランスを図りながら協議をさせていただきたい、かようにも考えておるわけでありまして。

さらにはまた特養老人ホームの関係であります、実は、私も町長になりましてから今の50床で果たしていいのだろうか、もっとふやすべきでなかろうか、そのように考えておったわけでありまして。しかしながら、第1回目の答弁でもいたしましたけれども、国が示しております参酌標準というものがあります。これは、国が平成19年の推定として基準を上げておりますのが3.2%であります。しかしながら、厚岸町では既に本年で3.65%に達しておるわけでありまして。国から見ますならば、厚岸は既に標準に達しているということに相なるわけございまして、私が掲げておりました増床についても、補助等の関係では大変難しい状態になっておるわけでございます。

そこで、私といたしましては、先ほど担当課長からも答弁がありましたけれども、中間施設として民間が考えております痴呆性老人グループホーム、これをぜひ協力いたしたい、さらにはまた町自体といたしましては、生活支援ハウスを考えてまいりたい、そのように思っております。さらにはまた、今厚岸町で市街地活性化事業が考えられております。その活性化事業の中で高齢者の住宅建設も考えるべきではなかろうか、そのように私は考えておりますので、今後町政の中でも高齢化対策は

極めて重要な課題であるということで取り組んでまいりたい、そのように思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長 以上で、真里谷議員の一般質問を終わります。

次に、3番、田宮議員の一般質問を行います。

3番、田宮議員。

3番 第4回定例会に当たりまして、4項目について一般質問をさせていただきます。

一つは、乳幼児医療費の助成についてであります。

国は10月から医療保険の改正をやりまして、3歳未満児の負担が3割から2割に引き下げられました。それに伴って3歳未満児の道と市町村の負担割合も3割から2割に引き下げられる、こういうことになるわけではありますが、それに伴う町の負担軽減分についてお尋ねをいたします。

次に、管内市町村の助成の状況と乳幼児1人当たりの負担支出、これは助成額についてお尋ねをいたします。

次に、町の乳幼児医療費の助成に関する条例、これに附則がございます。平成13年3月13日の条例11号で、このとき6歳未満まで拡大をされましたけれども、経過措置として、平成13年4月1日以前に出生の者は、なお従前の例によるということで、6歳未満の拡大ではなくて3歳未満に据え置かれるという経過措置がとられておりますが、これについてはぜひ見直しを図っていただきたいということでありす。

2つ目は、児童扶養手当であります。

この児童扶養手当は4年前の所得制限の強化によって、一部に支給打ち切りが出ました。また、今年の8月からの減額措置が行われまして、それに伴って児童扶養手当が受けられなくなった、そういう人たちの推移をお知らせいただきたいのであります。

さらに、これは今回の母子寡婦福祉法等の改正によるものであります。この内容とその影響についてお尋ねをいたします。

次に、介護保険事業計画の見直しに当たって、次の点についてお尋ねをいたします。

保険料や利用料等の負担軽減措置がとられておりますが、それを堅持すると同時に、一層拡充をしていただきたいというお願いであります。

2つ目は、今論議になっておりましたが、急増する特別養護老人ホームへの入所待機者への対応について、私としてもお伺いをしたいということでもあります。

次に、要介護認定者数とサービス受給者数の差について、その原因と対応についてお尋ねをいたします。この問題の最後は、ホームヘルパーの労働条件の改善についてであります。

最後は、障害者福祉支援費制度についてであります。既に10月1日から申請受け付けが開始されております。厚岸町はどうなっているかお尋ねをするわけですが、さらに、平成15年4月1日からの運用開始となるわけですが、厚岸町の現状はどうなっているかご説明をいただきたい。

以上が第1回目の質問であります。

町長。

3番、田宮議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、乳幼児医療費の助成についてでございますが、資料の配付をさせていただきましたので、ご参照をいただきたいと存じます。

最初に、国の10月からの医療保険法等の一部改正で、3歳未満児の医療費負担割合が3割から2割に引き下げられたことに伴う負担軽減分は幾らかということですが、10月1日以降の乳幼児医療費の請求につきましては、現時点では11月分の請求が全部届いておりませんことから、お答えする実績が10月分1カ月となりますことをご承知願いたいと存じます。

資料では、試算1の部分が10月実績分から拾った数字でございます。10月分の乳幼児医療費助成の総額は、③の欄、101万3,737円で、3歳未満の助成額、ここが2割負担となった部分ですが、④の欄の57万3,534円でございます。3割から2割に引き下げられたことによる1割分の金額はと申しますと、この④の欄の100の2分の1となりますことから、⑤の欄の28万6,767円が引き下げの影響額となります。この額に対して町が助成する負担割合は30分の13でありますので、町が負担する助成額としては、⑧の欄の12万4,265円が軽減になるという内容でございます。このデータをもとに年間当たりの影響額を推計したものが右隣の推計計算式でございます。

推計結果は、1割引き下げ分の影響額は、Aの欄の344万1,204円、町の負担軽減となる金額は71万9,312円と推計したところでございます。試算には、平成13年

議 長
町 長

10月の実績をもとに推計したものでございますが、こちらは1割引き下げ分の影響額が384万1,860円、町の負担軽減となる金額は75万8,182円となります。2つの試算をお示ししましたのは、医療費でありますだけに、1つのデータだけでは平均的な推計値を判断いただけないということでありまして、13年度は、3歳以上の入院が多かったため高目の医療費がかかっている状況でございます。

次に、管内市町村の助成の状況であります。

資料の2枚目でございますが、釧路管内は、鶴居村、音別町を除いて助成対象年齢は6歳未満となっております。各市町村における実施日及び実施時の適用年齢は記載のとおりでございますので、参照を願います。

初診時に自己負担となる初診時一部負担金は、厚岸町を含め4町が町村で助成しております。給付方法の現物給付は、厚岸町を含め6市町が実施しております。1人当たり助成額は、平成13年度実績でございますが、厚岸町は3万8,721円で、釧路管内で5番目、釧路市、釧路町、音別町で高額な助成額が見られます。右端の所得制限の有無についてであります。平成13年度から北海道が導入したものでございまして、釧路市、弟子屈町、阿寒町、白糠町で所得制限が導入され、厚岸町を含む6町村が所得の制限はしておりません。

次に、厚岸町乳幼児医療費の助成に関する条例の附則に規定しております、経過措置の見直しを図りたいとのご意見でございますが、この条例は平成13年3月の定例会におきまして、乳幼児の通院にかかわる医療費の助成対象年齢を4歳未満から6歳未満に改正する内容で、平成13年4月1日から施行することで議決をいただいたものでございますが、経過措置として、平成13年3月31日以前に生まれた乳幼児についてはなお従前の例による、すなわち改正後の年齢拡大の対象者は平成13年4月1日以降に生まれた乳幼児とする内容でございました。

折しも平成13年度においては、北海道の医療制度見直しのときでありまして、乳幼児医療費助成制度におきましても、所得制限の導入と相まって通院の助成対象年齢を2歳未満から3歳未満に引き上げるという見直しの時期でありました。前年の平成12年度においては、医療費にかかわる北海道と町の負担割合が3分の2から2分の1に5年間で随時引き下げるようになっておりましたことから、平成13年度の条例見直しに当たっては、町の助成財源の事情も含め検討したものでございます。

結論としては、少子時代に対応して、所得制限を導入しない、初診時一部負担の

助成を廃止しないことを基本に、こうした町独自の施策による負担増の財源確保も含め、対象年齢の引き上げについては、平成13年4月1日の施行日前に生まれた方については、従前の助成内容で理解していただく、施行日以降に生まれた方から改正後の条例を適用させていただこうという内容で条例提案をさせていただき、議決をいただいたものでございます。

質問者からは、経過措置の見直しを図るべきとのご意見をいただきましたが、条例改正施行後1年8カ月が経過をしており、見直しによって新たな不均衡が発生することになりますことから、経過措置の見直しについては検討しないことをご理解いただきたいと存じます。

次に、2点目の児童扶養手当についてのお尋ねでございますが、まず、4年前の所得制限の強化による支給打ち切りや今年8月からの減額措置などに伴う受給者の推移についてのお尋ねであります。母子家庭等を経済的に支援する児童扶養手当は、児童扶養手当法に基づき、離婚、死別などで生計を異にする18歳未満で高校卒業までの児童に対して一定の所得制限のもとで支給される手当でありまして、当町におきましては、12月1日現在で108名の方が受給されております。

お尋ねの平成10年度の改正につきましては、一部支給対象者のみの支給基準の見直しだったことから、結果として、当町におきましては大きな影響はありませんでした。しかし、今回の法改正につきましては、全部支給対象者の所得基準が大きく引き上げられたことに伴い、受給者103名のうち現況届未定者2名を除き、それまで全支給の対象になっていた受給者は82名が24名減の58名になりました。一方、一部支給者は、所得基準の拡大に伴い、10名が30名に増加し、支給停止者は11名から8名となり、3名減となりました。

今回の制度改正で、当町の受給者全体の影響額は、一部で制度の拡大があったものの、約250万円となり、制度改正によって母子家庭等に大きな影響が生じたところであります。

次に、今回の母子寡婦福祉法等改正の内容と影響についてであります。母子寡婦福祉法等の一部を改正する法律が本年11月29日に公布されました。主な改正内容は、扶養義務の履行を強化したこと、母子相談員を改め母子自立支援員としたこと、母子福祉資金の貸付対象を拡大したこと、保育所への入所に関し母子家庭を特別に配慮したこと、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用を促進すること、母子

家庭自立支援給付金制度を創出したこと、児童扶養手当法の一部を改正した内容となっております。

今回の法改正によって最も大きな影響を受けるのは、第1点でもご答弁申し上げましたが、児童扶養手当であります。本年8月の所得基準の改正とは別に、今回の法改正では、支給をこれまで18歳の年度末までであったのが、障害や病気があった場合を除き、支給5年後には最大で半額まで削減される内容となっております。母子家庭等を経済的に支援する児童扶養手当は、本町受給者の生活を支えてきただけに、今回の法改正はまこと遺憾であります。

なお、本改正に当たり、衆参両院で母子寡婦福祉法等の一部を改正する法律案に対しての附帯決議がされており、本町におきましても、母子家庭等において経済的不安を解消するよう、国を初め関係機関等に働きかけを行っていく所存でありますので、ご理解を願いたいと存じます。

3点目の介護保険事業計画の見通しに当たってについてのお答えをいたします。

まず、保険料、利用料等の負担軽減措置の堅持と一層の拡充についてのお尋ねでございますが、介護保険料の減免については、平成13年10月からの保険料満額徴収に伴い、低所得者対策として国が示した3原則により、保険料区分第1段階及び第2段階に属する者のうち、収入や所得及び資産などの状況によりそれぞれ保険料の減免を行っており、今年度の状況といたしましては、11月末現在、135人が減免となり、減免額は110万円となっております。

また、利用料の負担軽減につきましては、介護保険制度の導入に伴う激変緩和の観点から、法施行時のホームヘルプサービス利用者に対する経過措置、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置の実施のほか、社会的な役割のある社会福祉法人等による負担を基本とした社会福祉法人等による利用者負担軽減措置を行っております。

今年度の状況といたしましては、ホームヘルプサービス負担軽減関係が49人で202万円、社会福祉法人等負担軽減が88人で458万9,000円の軽減額になるものと見込まれます。現在、介護保険事業計画の見直しを行っており、介護保険料の引き上げが予想されることから、介護保険料の減免につきましては、今後も継続して実施していきたいと考えております。

また、利用者負担の軽減につきましては、一部国の補助制度を活用した事業とな

っていることや、来年介護報酬の改定が行われることから、これらの状況を勘案し、継続して実施したいと考えており、あわせて対象サービス等の拡充についても検討していきたいと考えております。

次に、急増する特別養護老人ホームへの入所の対応についてのお尋ねであります。11月1日現在、特別養護老人ホームの入所申込者は60人となっており、その内訳といたしましては、他の介護保険施設に入所中の方が16人、医療機関に入院中の方が12人となっており、残りの34人については在宅において生活をしております。なお、釧路管内の状況といたしましては、1,462人が特別養護老人ホームへ入所の申し込みをしております。

特別養護老人ホームについては、国が示しております参酌標準を基準に整備が進められておりますが、現段階で釧路管内においては大幅なベッド数の増加は見込めない状況となっていることから、今後も待機は増すものと想定をされております。この待機者の希望としては、すぐにも入所をしたい方から将来にわたり入所をしたい方までその状況はさまざまであることから、現在北海道老人福祉施設協議会が中心となり、より必要度、緊急度が高い方から入所できるようガイドラインの作成を行っております最中であり、特別養護老人ホーム心和園及び保健福祉課において、その内容の検討を行っているところでございます。

また、老人性痴呆により在宅生活が困難な方に対し、現在町内民間事業において痴呆性老人グループホームの建設が予定され、町におきましても、ひとり暮らしが困難な方に対する生活支援ハウスの建設を検討しているところでもございます。特別養護老人ホームへの入所申込者が増加している反面、入所定員の関係上迅速な入所が極めて困難なことから、より一層の在宅サービスの充実を図り、できる限り在宅で生活ができるよう各種制度の拡充を図っていきたいと考えております。

次に、要介護認定者数とサービス受給者数の差について、その原因と対応であります。平成14年9月給付実績では364人が要介護認定を受けており、サービスの利用状況は、在宅サービス利用者213人、施設サービス利用者104人となっていることから、47人がサービスを利用していないこととなりますが、このうち25人は毎月ではないにせよ、継続的にサービスを利用している方で、残りの22人が全くサービスを利用していないと判断されます。

このサービスを利用していない方の原因としては、一つは、現在入院中で退院に

向けて要介護認定を受けた方、もう一つは、将来介護サービスを利用する可能性があるため認定を受けた方に分類をされます。現在要介護認定申請のため、窓口を訪れる方は何らかのサービス利用意向がある方のみとなっていることから、このサービス未利用者の数は今後減少していくものと推測されます。

なお、在宅でありながらサービスを利用していない要介護認定者に対しては、今後も継続してケアマネジャーによる訪問を行い、介護認定の内容やサービスの仕組みを説明していきたいと考えております。

次に、ホームヘルパーの労働条件の改善についてのお尋ねであります。ホームヘルパーによる訪問介護サービスは、介護保険サービスの中でも大きな比重を占めるものであり、この仕事に従事する方々が、専門的資格にふさわしく安心して仕事に専念できる環境が必要と考えます。現在の訪問介護事業の雇用形態は、管理者またはサービス提供責任者の核となる職員を正職員化し、その他の職員は臨時職員またはパート職員として雇用を行う例がほとんどでありました。当町で事業を実施しております厚岸町社会福祉協議会においては、12月1日現在21人のホームヘルパーが雇用され、その雇用形態としては、常勤の正職員1人、嘱託職員3人、臨時職員11人、非常勤のパート職員6人となっており、すべての職において雇用保険の加入もされております。

最後になりますが、障害者福祉支援費制度についてのお尋ねで、10月1日から申請受け付けが開始され、平成15年4月1日からの運用開始となる現状ではどうなっているかのご質問でございますが、当町でも来年4月1日制度開始に向け、現在準備中であります。当町におきましては、対象者は身体障害者手帳を持っている方583名がおり、知的障害や施設入所者も含めると636名の対象者がいるものと推計されます。これらの方々に対しましては、広報厚岸9月号でのチラシ折り込みでのPRを初め、10月1日発行の保健福祉情報紙あみか21に掲載、さらに今月初旬には本人あてに制度のお知らせを送付するなど周知を図ってまいりました。

支援費制度の受け付けにつきましては、本年10月1日より開始いたしましたが、サービスを提供する側である指定事業所につきましては、北海道において、本年8月1日より指定事業者の登録受け付けを開始しておりますが、現在釧路市を含む管内では、指定事業者登録はなく、また、現在知的障害者更生施設、授産施設等で施設登録されている施設も、指定事務所として登録していないのが現状であります。

また、国が示す利用者負担基準の最終的な負担基準月額も、年末の新年度予算編成を待たなくてはならず、いまだ決定していない状況であります。

このような状況の中、当町にはこれまでに数件の利用したいとの相談がありましたものの、担当窓口としては、国や北海道からの情報が非常に少なく、的確な情報を相談者に提供できずにおり、大変困惑している状況にあります。

今後も厚岸町といたしましては、指定事業者登録、利用者負担基準額等の情報を早急に示していただくよう関係機関へ要望してまいりますし、情報を入手する中で相談体制をさらに充実させ、対象者に不安を与えることのないよう対応してまいりますと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長 田宮議員の再質問は休憩後にしたいと思います。

休憩いたします。

3時半再開いたします。

休憩時刻 15時12分

議長 本会議を再開いたします。

再開時刻 15時40分

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

3番、田宮議員の2回目の質問を許します。

3番、田宮議員。

3番 1回目の答弁をいただきまして、2回目の質問を申し上げたいと思います。

まず、乳幼児の医療費の問題であります。

一つは、先ほど申し上げたように、現在北海道は通院が3歳未満、そして入院が6歳未満ということで各市町村に助成をしているわけですが、全国的に見ますと、大体40都道府県、北海道を含めて通院が3歳未満、入院が6歳未満で助成措置を講じているというふうに言われております。

それに準じて各市町村でも財政多端な折にいろいろと苦勞をして、それなりの助成措置をとっているわけです。住むところによって違うわけですから、言ってみれば不公平なわけですね。本来であれば、国がやはり乳幼児医療費の助成についてしるべき措置をとらなければならないのではないかというふうに思うんです。ですから、私は、町も国に絶えずそのことを要求し続けることが、一つは必要なんではないかなというふうに思うんです。しかし、そうはいつでも、それと同時に、今の

状況を見ますと、給付されるものはどんどん減らされると、負担するものはどんどんふえると、こういう状況になっているわけです。しかも少子化というような問題があって、せめて乳幼児医療費について、財政的にはなかなか大変だと思うんですけども、私は町長に助成の拡大をしていただきたいというふうに思うんです。

北海道は、先日、道議会で論議があったようではありますが、国の医療費の3歳未満の負担が3割から2割になるんだと、そういうことで、減った分について1歳年齢を引き上げる。ですから、4歳未満ですから3歳まで助成を拡大しようと、こういうことのようにあります。道で、今回3割から2割に減ったことによって、助成しなくて済むお金が8億3,000万円か5,000万円というふうに聞いております。1歳引き上げることによって幾ら費用がかかるのか、8億1,000万円と、道の段階ではですね。そういうことで、1歳引き上げるというようなことのようにあります。

具体的には、これは知事も、国が検討されている医療制度の改革の動向を見きわめて検討を行っていく必要があるというふうに、既に去年そういう答弁をしているようであります。

それから、最近道は道の保健福祉部長が、少子化が一段と進んでいる中で、通院対象年齢の拡大は重要な課題と認識しており、市長会、町村会などをつくる医療給付事業にかかわる検討会議での検討結果を踏まえて、市町村や医師会などとも十分協議を重ねて検討していきたいというふうに、前向きな方向であるようであります。

私は、そのこととあわせて、町の方で資料をつくっていただきましたが、管内の状況であります。繰り返す必要はないかと思いますが、厚岸町以外は法の施行日に合わせて釧路市、釧路町、浜中、標茶、弟子屈、阿寒、それから白糠についてはすべて6歳未満の者というふうに適用をしているわけです。そのほか鶴居と音別については中学校卒業までというふうにやっているわけです。

もちろん初診時一部負担については、厚岸町ではやっておられるし、給付については現物給付であります。こういう点では評価できる面はあるんですが、問題は、やはり実施年齢が平成13年の4月1日以降に生まれた者については、6歳になるまでずっと助成を続けよと、こういうことなんです、その当時もらっていた3歳未満、いわゆるゼロ歳、1歳、2歳、これについては、なお従前の例によるということで、これが6歳になるまで、ずっと3歳でいくと、条例を改正しなければですね。そういうことになるわけなんです。現物給付であるとか、あるいは初診時の一部負

担金を町が持つとか、所得制限がないとかと、こういう点は評価できますが、肝心の適用年齢については、やはり私は厚岸町はそこまで広げていただきたいというふうに思うんです。これについては、では所要の財源は一体どのぐらいかかるのか、それをひとつお知らせいただきたいというふうに思います。

次に、児童扶養手当であります。

児童扶養手当については、この8月に受給者の約半分くらいが手当を打ち切られると、全国的に言いまして、大幅な給付制限があったわけでありましたが、これはこの12月にもらうんですね。8、9、10、11ですか、これを12月に支給されると。支給されないうちに、次の今度は給付の制限が来てしまうということなんですね。そういうことで、もう矢継ぎ早にこの給付を削ってくるというやり方であります。

そういう点で、一つは養育費、これは前の夫からの養育費であります、申告をして所得の中に組み入れられるという仕組みになっておるようではありますが、厚生省がプライバシーを侵すような申請書を発行したということで大変問題になりました、これは撤回されたんですが、厚岸ではどうであったのか、お聞かせをいただきたいと。

それから、98年のときにも改正があつて一定の打ち切りがあつたんですが、そのとき同居親族の所得制限の大幅な引き下げがあつたために、親族から何の援助も受けずに何も変わらない生活をしている場合、手当が打ち切られたと、こういう問題があるんですが、そのことについてはどのように対処しておられるのかお伺いをいたします。

その次は、介護保険であります。

それで、保険料、利用料の負担軽減については町長から、継続して行くと、厚生省の3原則にのっとりやられると。それはそれで私は前向きにやっていただけるというふうにお聞きをいたしました。ぜひやっていただきたいなというふうに思うわけであります。

その次に、特別養護老人ホーム、これは先ほども論議がありました。それで、施設の入所の申し込み状況があつて、先ほどご答弁をいただいたわけであります。なお、コピーも今いただきまして、内容を見させていただいておりますが、一つは、6カ月以内に入所をしたいというふうに希望をしている人が何人いるのか。6カ月以内でなくてもいい、6カ月以内に希望していない人、そういう人をきちんと分け

ておられるのかどうか。例えば、平成14年6月1日に、これは道の調査であります
が、釧路では入所申し込みがこれは総数が1,905名、入所の申し込みで重複分を除
いて1,127名、それから介護保険施設に入所している者が260名、これは老健とか
その他そういうものであろうというふうに思います。それから、住宅、入院等、こ
れが865名というふうにあって、この在宅入居等の内訳として、6カ月以内に入所
を希望する者が661名と、6カ月以内に入所の希望のない者、これが204名という
ふうに分けられているわけであります。

私たちは、介護保険が発足するときに、基盤整備が大変おこなわれていると、そうい
う中で制度を発足させたわけですね。で、こういう状況が端的にあらわれてきてい
るわけですね。入所の待機者がどんどんふえているという状況であります。

そういう中で、待機者が何人、待機者が何人と、北海道でこんなにいる。厚岸で
こんなにいる、釧路地方でこんなにいる、北海道でこんなにいるというふうにして
言ってきたんですが、一つは、その中身をやはりきちんと分析してみる必要もある
んじゃないかなというふうに思うんです。

介護保険が始まりまして、特老の入所は、認定されれば要介護の1から入所の申
し込みができるというふうに変ったんですね。それなものですから、将来を当て
込んで、今すぐに入らないんだけれども、将来入るようなことになったら困るんで
早目に申し込んでおこうと、こういう者もあったようであります。そういうことで、
私は内容をきちんと分析する必要もあるんじゃないかなというふうに思うんです。

措置のときには判定委員会がつくれられて、特老への入所希望が出されると、判
定委員会で判定したんですね。そして、順位をつけて入所をさせると。措置なんか
だめだと、今そういう論議になっていますよ。私は措置から契約に変わったのがだ
めだというふうに前から申し上げておりますけれども。ところが、この入所の問題
については、また措置に逆戻りしてきているんじゃないかといったのが、ご答弁の
中にあったように、この8月、厚生省が申し込み順ではなくて内容をよく検討して、
そして特老に入所させると、こういう方針を新たに打ち出したわけですね。

私は、基盤整備もしないでどんどん入所待機者がふえていった、それを抑え込む
のに厚生省はこういうふうな措置をとるんだということを言っているというふう
に思うんです。措置から契約になって自由な選択ができるんだ、介護保険は利用者本
位の制度だ、こう言っておりましたけれども、これは紙くずになってきています。

今言ったように、自由な選択で透明性を高める、こういうことで、入所判定委員会というものはやめて、受け付け順ということで要介護の1から5まで希望すれば入れるというふうにしたわけです。

今後、この特老の待機者に対する問題については、先ほどご答弁がありました、こういう方針が新しく出てきてどういうふうな措置をおとりになろうとしているのか、その点についてお伺いをしたいのであります。

次に、要介護の認定者数とサービスの受給者の差の問題であります、これは、ヘルパーであるとか、ケアマネジャーであるとか、十分常に要介護者に接触しているわけですから、聞き取りをして、あるいは模様を聞いて、正確な把握をしていただきたい。そして、それに対してどういう措置をとるべきなのかということを決えずやはり考えていただかないと、私は困るというふうに思うんですね。

それから、もう一つは、支給限度額いっぱいには要支援から要介護の5までそれぞれ限度額がありますよね。ところが、利用料が高いために限度額いっぱいには利用しない。100のところを60あるいは50に抑えて、そしてやっている、そういう状況もあるのではないのかなというふうに思うんですが、その点についてご答弁をいただきたい。

次に、ヘルパーの問題であります。

私は、先ほどヘルパーのお話も出ておりました、労働条件が極めて悪い中で大変な苦勞を重ねておられるのではないかなというふうに思うんです。社会福祉協議会の状況を見ましても、臨時の人はいつまでたっても臨時なんです。改善されない。一般的に、臨時というのは1年以上そこに勤務していれば、もう臨時ではないのではないですか。それから、勤務の実態ですね。こういうものを正確につかんでおられるのかどうなのかということでもあります。

一つは、どうしてそういう労働条件に追い込まれるのかというのは、介護報酬の単価の問題もあると思うんです。今見直して厚生労働省は作業を進めていますね。介護報酬の単価をどうするのか、施設は5%下げて在宅は5%上げると。いろいろ言われております。確定したものではありません。ここのところが大きなネックになっているのではないかと。それと、現在介護報酬の単価というのは一体どうなっているのか、それをひとつお知らせをいただきたいのであります。

それから、障害者福祉支援費の問題であります、これもなかなか新しい事業で

わかりづらいところがいっぱいあるんですけれども、先ほど 600人からの対象者がおられるというお話をされましたが、一つは、このことについて、障害者の人たちに十分な説明が行われているのか。先ほどご答弁では町報に載ったとか、あみかの広報紙ですか、そういうものに載ったというご答弁はありましたけれども、1人1人について、今度はこういう新しい制度ができたんだ、こういうふうになるんだということが届いているのかどうなのか、あるいは説明会を開いてきちんと説明がなされているのかどうなのか、その辺についてお伺いをいたします。

それから、この問題については、私はいろいろな問題があると思うんですが、一つは、今申請が出されて4月から厚岸町はできるのかどうか基本的な問題もあると思うんですよ。その辺もあわせてお答えをいただきたいんですが、ところで、今度は障害者の方が申請されるわけですね。これは支援費を支給してもいいのかどうかという、まず判定から始まるわけですね。これを正確に判定されるそういう専門の人がいて、いわばケアマネジャーみたいな人がいて判定が行われるのかどうなのか。それから、サービスごとに今度はいわゆる行政の責任がぐんと軽くなるわけですね。それは障害者が支給費をもらうというお墨つきをもらって、業者と直接に契約をすると、こういうことになるわけですが、障害者すべての人が契約できるのか、業者と。対等、平等にですね。障害が重い人ほど大変なのではないかなと。家族にとっても大変であります。その辺はどういうふうになっているのかどうかであります。

それから、利用料の問題については、基準案はどうなっているのか。厚岸町として、何か先ほどのご答弁ではまだまだ国もはっきりしないし、決めるまでにはなかなか時間がかかるようなご答弁でなかったかと思うんですが、同居している家族と収入が合算されて利用料が決められる、そういうおそれがあるんですが、そうすると、今までの利用料よりも負担が重くなるのではないかと、その辺についてはどうなんでしょう。

それから、新しく施設に入られる人はそういないかと思うんですが、ほとんど今施設に入っておられる方が、この制度に移行していくと。1年間は経過措置として申請しなくてもいいような措置がとられるわけですが、これから新しく施設を選ぶということになった場合、選択の自由というのは本当にそこにあるのか。厚岸にはないわけですからね、町内には。施設は何もないわけですから……何もない

と言ったら語弊ですね。それは訂正しますが。そういうものについて。

以上でお答えをいただきたいと。

議 長

町民課長。

町民課長

私の方から乳幼児医療費の助成制度についてお答えをさせていただきます。

資料にも出させていただきましたが、質問者がおっしゃるとおり、平成13年度におきます乳幼児医療費助成にかかわる条例の改正部分であります。ごらんのように、管内市町村の中で厚岸だけが実施時の適用年齢の表現が違うというつくりになったわけであり。この資料でごらんいただいでわかりますように、例えば釧路町の1人当たりの助成額5万6,209円、それから一番下になりますが、ここは適用年齢が違うんでありますけれども、例えば音別町の1人当たり5万3,378円という助成額がどの程度のレベルなのかというのは、私どもが想定をしております年齢1歳引き上げによる助成額の影響額というのは、大体最大値で400万円程度出てくるのではないだろうかという推定をしております。そういう意味では、釧路町や音別町における数字が私どもが想定しております最大値として出てきているということが、今回管内状況をまとめる中でわかりました。

ただ、この金額は医療環境によっても違います。釧路町なんかは、むしろ釧路市より小児科が多いということで、大きい病院は別にしましてかかりやすい小児科が多いということで、かかりやすい環境にあるという意味では、1人当たり直しても高い金額が出てくるんだろうというふうに認識をしておりますが、それにしても、当時想定をしておりました最大値がこの辺で出てくるんだということが、この管内の状況をごらんになってわかるんだろうというふうに思います。

それで、そういう意味で、結果的に改正した中身が平成13年4月1日生まれから新しい条例の内容を適用するんだと、通院で6歳未満の適用をしましょうという話して、13年4月1日以降に生まれた最短期間で申し上げますと、該当になるのが17年の5月からその条例の恩恵を受けるんだという中身になったわけであり。この時点で、従来ゼロ歳から当時4歳未満の方が約400名いらっしゃいました、概算の大きな数字で申しわけないんですが、約400名。そして、5歳、6歳未満、この2区分で約160名という方がいらっしゃいまして、それで、当時4歳未満を6歳未満に拡大をしたことによって、当時5歳未満でありました102名の方、それから6歳未満の途中の方も含めてこの1年8カ月、通院については従来どおりという助成

内容であったということになります。

それで、先ほども申し上げましたが、13年4月1日以降に生まれた方の通院の適用でありますから、13年3月31日現在でゼロ歳から4歳未満の方も、実はこの改正条例の通院6歳未満という恩恵を受けられないという状況が、この後もまだ2年ちよっとかかる、かかるといいますか、恩恵の受けられない方がまだ残っていらっしゃるという条例のつくりになっているということがおわかりいただけるんだろうというふうに思っております。

質問者からいろいろ情報をいただきました、北海道の現在3歳未満の助成対象を4歳未満に引き上げる情報ですとかというものは、まだ私どもいただいておりませんで、これから具体的に情報が入ってくるんだろうというふうに思います。

それで、それに伴います具体的な町が負担すべき金額そのものも下がってくるというふうに思いますが、自己負担が1割減ることによっての影響額71万9,000円と75万8,000円という資料をお示ししましたが、若干低目に出たなという思いもあります。そういう意味では80万円か90万円というレベルの数字が出るかもしれません。こうした金額と北海道の、もし15年度から、これも恐らく7月実施ですとか、10月実施ですとかという年度途中の改正になるんだろうというふうに思いますが、そういった道の制度の拡大によります町の負担減の影響額、これもこれから制度が変わってくる中身によりましてどの程度になるのかなという部分につきましては、私どもも関心を持っていきたいなというふうに思っています。

それで、ご質問がありました、では1歳引き上げた場合に、単純に言って幾ら影響があるんですかという部分につきましては、13年度までは3割負担でございましたので、資料でお示ししました数字そのものも3割負担の数字であります。それで、前段申し上げました、例えば1歳当たり400万円の影響が出るのではないかという最大数字にして申し上げますと、ここが自己負担で言いますと約270万円程度に下がってくるだろうと。これは3割から2割負担になったということで単純に計算をした分であります。ですから、270万円から300万円程度の全体の医療費になるだろう。そこから町の負担分という形で計算をいたしますと、約130万円から150万円程度が1歳拡大による持ち出しになるのではないかというふうに、単純に推計をさせていただきました。

こうした数字も検討といいますか、参考にしながら13年度に議決をいただきまし

た条例の内容で、今の段階では厚岸町としては、新たな要素の条例をつくったというふうに私ども認識しております、そういう意味では、北海道がやっています所得制限を厚岸町としては導入しないということをお前提につくられた、つくられたといえますか、当時議論いたしました条例のつくり方と、それから質問者がおっしゃられる、まだこの後恩恵にあずかれない階層の乳幼児の方々の問題も含めてどうあるべきかということについては、これから検討をしていくということになります。北海道の見直しの情報もいただきましたので、そうした情報も含めて本来あるべき制度のあり方、それから次に来ます中長期的な財政事情の問題も含めて、さらに検討をしていきたいというふうに思います。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長。

初めに、扶養手当の問題につきましてお答え申し上げます。

養育費の申告の問題でありますけれども、ご指摘のとおり、プライバシーの問題等が出されておりましたので、厚岸町といたしましては、あくまでも自己申告、ご本人の申告どおりで、それ以上どうだこうだという話はしておりませんので、あくまでもご本人がない場合はないという申請をしますし、あくまでもご本人にそれをお任せをしているという状況であります。

それから、平成8年の改正の際は、扶養親族等の問題で打ち切られたケースは、その時点でのケースは発生しませんでした。ただ、今ご答弁で申し上げましたように、ご本人の一部支給のところの所得の引き上げによって、1名だけ一部支給から支給停止になったという1件の状況だけでありました。

次に、特老の問題でありますけれども、入所希望のうち6カ月以内に希望している者は15人というふうに聞いております。また、これにこだわらないという方は20人というふうに聞いております。

次に、入所基準の問題でありますけれども、ご質問がありましたように、一方で基盤整備をしないで待機待ちがどんどん多くなってくる、それにかわって入所基準だけを決めるのはいかなものか。私どもも、そういった中では大変この辺の待機者の方に対するケアが非常に難しゅうございまして、新聞等でも言われていましたけれども、その中身を見ますと、将来にわたっての入所の希望あるいはそうはいつでも介護度の低い方、こういった方が待っておられます中で、本当に緊急を要する方について、そういう事情の中でも緊急的な問題で入所しなければならない、そう

いった方について、やはり今日の現状を考えれば優先的に入ってもらわなければならないだろうと、そういう判断の中から、国が示した基準によりまして、今全道の施設を有する協議会の中でも検討が進められておるところでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思っています。

次に、介護認定者とサービスとの差の中身の問題でありますけれども、入院中につき退院に備えている方、それから将来の問題について認定を受けた方、こういった人もおりますけれども、現実問題としては、細かく中身の分析ができていない状況であります。また、そういった中身では、ご質問がありましたように、利用料との関係で使えない状態にもあるのではないかなというふうに思っていますし、この辺の差については、お話がありましたように、毎月やっておりますケアマネの会議の中で、その実態等々を十分調べてまいりたいというふうに思っているところがございます。

ヘルパーの労働条件の問題でありますけれども、その中の介護報酬の単価についてお尋ねがございました。1時間当たりの単価でありますけれども、家事につきましては1,530円、複合につきましては2,780円、身体につきましては4,020円というふうになっております。

最後の支援費の問題でありますけれども、障害者の皆さん方に対する十分な説明はどうなっているのかというご質問でありますけれども、広報媒体を使いまして2回周知を徹底したところでありますし、今月に入りまして、個人あてにその措置から支援費に変わった内容について、それぞれ個人あてにその周知徹底を図らせていただきました。これだけでは到底不十分だというふうにも感じますし、ご質問のありました説明会につきましては、国の最終的な判断を待って、どういう方法がいいのか内部で検討もさせていただきますけれども、この説明会についても実施できるような方向で検討しなければならないだろうというふうに考えているところがございます。

この支給に当たっての判断に対する専門職の配置でありますけれども、既にこれら支援費に対するケアマネの研修も終わりをまして、この相談に対するきちっとした私どもの支給の判断に対する専門家の養成が進んでおります。

次に、この契約の問題でありますけれども、前回の議会の中でもご質問いただきましたけれども、すべての人が契約できるのか、中にはいろいろなケースの方がい

らっしゃいまして、その方々におかれましては、きちっとした契約ができるような、私どもの取り組みとしてしてまいらなければならないというふうに考えておるところでございます。

最後に、利用料の関係でありますけれども、同居している親族の合算等々も含めて、従来どおりの利用負担というふうに国の中では言っておりますし、昨日の北海道からの情報でも、利用者負担は変わらないというような状況を引き出しましたし、最終的なこれらの利用者負担が、ご答弁でも申しあげましたけれども、国の予算の決定を待って私どもの方に連絡が来るという状況の中からでは、現在のところはこの利用者の負担は変わらないということについて、北海道の考え方を聞き出しておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思っているところでございます。

そして、この施設に入っている方々が今後とも新しい施設を選ぶことができるような私どもは情報の提供ができるように、北海道における施設の実態も調べなければなりませんし、わけても、現在厚岸町の方々が入所されている施設について、早急に実態を調査をするように今議会の中で補正予算をいただいているところでありますので、こういった情報を十分皆さん方に提供できて、きちっとした施設を選ぶことができるような対応をしてまいりたい、そんなふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長 答弁の補正。

町民課長 先ほど最後の方で、1歳引き上げに係る負担の問題、数字を申し上げたんですが、そのときに130万円から150万円というお話をいたしました。これは、もとになります数字が医療費といたしまして270万円から300万円というお話もさせていただいたんですが、年齢拡大の分は北海道の対象になってまいりませんことから、これを例えば30分の12でありますとか、2分の1でありますとかという引き下げる根拠にはなっていないので、冒頭申し上げました最大値で270万円から300万円という医療費がそのまま町の助成負担として影響してくるということに訂正をさせていただきたいと思います。大変申しわけありません。

議長 3番、田宮議員。

3番 乳幼児の医療費の助成については、当初そういう経過措置を盛り込んだのは、所得制限をやるかどうかということで論議をして、所得制限はやらない、そういうかわりに適用年齢を平成14年4月以降生まれた者について適用すると、それ以外は従

前どおりだというふうにしたんだというふうなご答弁なんですけれども、私はそれは説得力がないというふうに思うんです。管内の状況は既に明らかでありますから。

それから、町内の子供さんを抱える親にとっては、やはり小児科の先生もいなくなつたというようなことで、大体釧路に行かなければ診てもらえない。救急医療なんか生じたときは一体どうなるんだというふうな心配も私は非常に大きなものがあるのではないかと思うんです。加えて少子化の問題もありますので、ぜひ管内それぞれの町村が、いろいろな条件の違いはあるにせよ、適用の年齢が5歳、いわゆる6歳未満になっているわけでありまして、中学卒業までというところもありますけれども、ぜひ実現をしていただきたいというふうに思います。今答弁にありましたように、4歳、5歳になりますと、町が単独で財源措置を講じなければ、道から来るお金はありませんので、大変な負担も生じるかと思いますが、やはり将来、厚岸を担う子供のためにも力を尽くしていただきたいなというふうに思うのであります。

何回も申し上げておりますけれども、給付はどんどん減らされる、負担はどんどんふえると。私はそういう中で、地方自治法の1条の2が、自治体の存在は福祉の増進にあるということをやっておりますけれども、こういうときに町は町民を守る立場に立たなければ大変だというふうに思うんです。ぜひそういうことでよろしくお願いを申し上げたいということでもありますので、最後にもう一度ご答弁をいただきたいのであります。

次は、介護保険でありますけれども、特老の問題につきましては、さっきも言いましたように、新しい施設をつくる、こういうことになってきますと、とにかく負担がふえれば保険料が上がるという仕組みですから、この介護保険の制度の仕組みは。すべてそこへはね返っていくわけですよ。いずれ、こういうやり方では私は破綻するときは来るのではないのかと、介護保険制度そのものが、そういうふうに思いますけれども。そこで、緊急を要する場合には、私は、やはり専門家であるとか、きちんとした判定の組織をつくって本人や専門家から丁寧に意見を聞いて、どうやればいいのかということについて、そういう措置をとらなければならないのではないかと。

それから、もう一つは、やはりだれが見てもそのとおりだと、公明性ですね、透明性、こういうものをきちんと確保して物事を進めなければ大きな不信感を町民に抱かせることになると思うんです。その点について具体的に進めなければならない

わけですよ。ほうっておかれないわけですから。そのところを私はお答えいただきたいというふうに思うわけでありませう。

特に後ほど議案で上がってまいります、医療法が、私は改悪だというふうに言っておりますけれども、今度はいわゆる6カ月以上入院者は自己負担、病院の入院基本料ですか、経過措置は1年度が5%、2年度が10%、3年度が15%というふうに、いわゆる問題は社会的入院、そういうものを医療費の抑制のために病院には置かないんだ、こういうことで、自己負担が15%になれば月5万円から6万円、これは病気によって変わりますから、一般的にはそういうふうに言われていますね。特定療養費として6カ月以上入院した人は自分で一部負担をしなければならない。病院を出ていけ、こういうことですよ。そうしたらどこへ行くんですか。家へ帰れる人はいいです。帰れない人はどうするのか。特老にでも行かなければ暮らしてはいけないわけですよ。そういうことで、特老の意義というのが大きくなるというふうに思うんです。そういう問題もありますので、その点についてご答弁をいただきたいと。

それから、支援費の問題については、厚岸町は4月1日から運用できるんですね。それまでに国の基準案に合わせてそれを勘案しながら町としてきちんとした制度として確立するというふうになるんですね。その辺いかがですか。

議 長 町長。

町 長 まず、私から乳幼児医療費助成に関する条例についてお話をさせていただきたいと思っております。

この問題は、今田宮議員からお話がありましたとおり、管内的に見ても厚岸町だけのことでございます。そういう意味において、既に平成13年3月6日をもって改正をされた条例であり、先ほど答弁いたしましたとおり、まだ1年8カ月しかたっていない状況であります。今後どのような方法が適当か検討すべきことであるか、かように思いますので、この点をご理解賜りたい、私もそのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

その他の問題については、担当課長から答弁をさせます。

議 長 保健福祉課長。

保健福祉課 長 いわゆる社会的入院患者の皆さん方が病院から出された後の問題も大変大きな問題になってくるかというふうに思います。

(「出されるんでなくて、出ざるを得なくなるのではないかということ
ですから」の声あり)

保健福祉
課 長

これもまた大きな社会問題になってくるだろうというふうに思っています。そう
いった問題も現実には出てまいりますので、先ほど来町長からもご答弁ありました
ように、これらに対応するような、町内的にも施設の整備が進められますし、同時
に、厚岸町としても検討してまいりたいというふうに思いますし、介護保険におけ
る施設全体のあり方についても、国を初め関係機関の方へ要望してまいりたいとい
うふうに思っています。

それから、支援費の問題でありますけれども、4月1日から運営しなければなり
ませんので、いろいろご質問いただいた点を踏まえまして準備を進めてまいりたい
というふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議 長

特老ホーム施設長。

特別養護
老人
ホーム
施設 長

私の方から、施設の入所優先度判定に係る答弁をさせていただきたいと思いま
すけれども、3番議員さんが言われるとおり、今年の8月7日に、この運営に関する
基準の一部改正が行われ、厚生労働省令ということで出されたわけでございます。
この中身については、指定介護施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入
所の申し込み者を優先的に入所させるように努めなければならないというようなこ
とでございまして、この中には、入所判定委員会なるものを設置して、その中で優
先度を定めてやりなさいというようなこととございます。そのためには、入所判定
にかかわる指針、基準となるものが必要でございます。そこで、この省令の中で、
この指針については、市町村あるいは協議会などの団体等、共同で設置することも
構わないということを受けまして、北海道老人福祉施設協議会において、これを北
海道一つの考え方としてこの協議会で作成するというようなお話でありました。

そこで11月8日に、この入居優先度判定指針第1次案というものが北海道老人福
祉施設協議会から私どもの方にまいりまして、この内容によりますと、まずお客様
から入居の申し込みを受けます。それを第1次判定ということで、これは施設側
の方で第1次判定、点数をつけてやるわけなんですけれども、この方法としては、判
定の要素1、要介護度による5段階評価、それから判定要素2としては、精神状況、
行動障害の状況などによる5段階評価、それから判定要素3といたしまして、介護
者等の状況による5段階評価、それから判定要素4として、生活、経済等の状況に

よる段階評価というようなこと、これらそれぞれ5段階に評価いたしまして、各要素の点数をまとめて1次判定するわけでございます。それをもとにして入所判定委員会、この委員会なるものは指針によりますと、施設の職員、それからケアマネジャー、それから第三者委員として社協の評議委員など、そういうメンバーで構成するというような状況になっております。

そこで第1次判定をしたものを今度は総合判定しなければなりませんので、この委員会の中でいろいろな角度から、お客様からいただいた資料等をもとにしながら総合判定をして順位をつけていくというような作業になるかと思えます。

いずれにしても、この判定の関係につきましては、今月の24日に管内の説明会がございまして、それで詳しくまたこの取り進め方について各施設に説明されることと思えます。それを受けて来年の4月に向けて作業を進めてまいりたい、このように思っていますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長 以上で田宮議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩時刻 16時45分

議長 本会議を再開いたします。

再開時刻 16時46分

以上で、本定例会に通告ありました10名の議員の一般質問を終わります。

議長 本日の会議はこの程度にとどめて、明日に延会いたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

延会時刻 16時47分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成14年12月12日

厚岸町議会

議長

署名議員

署名議員